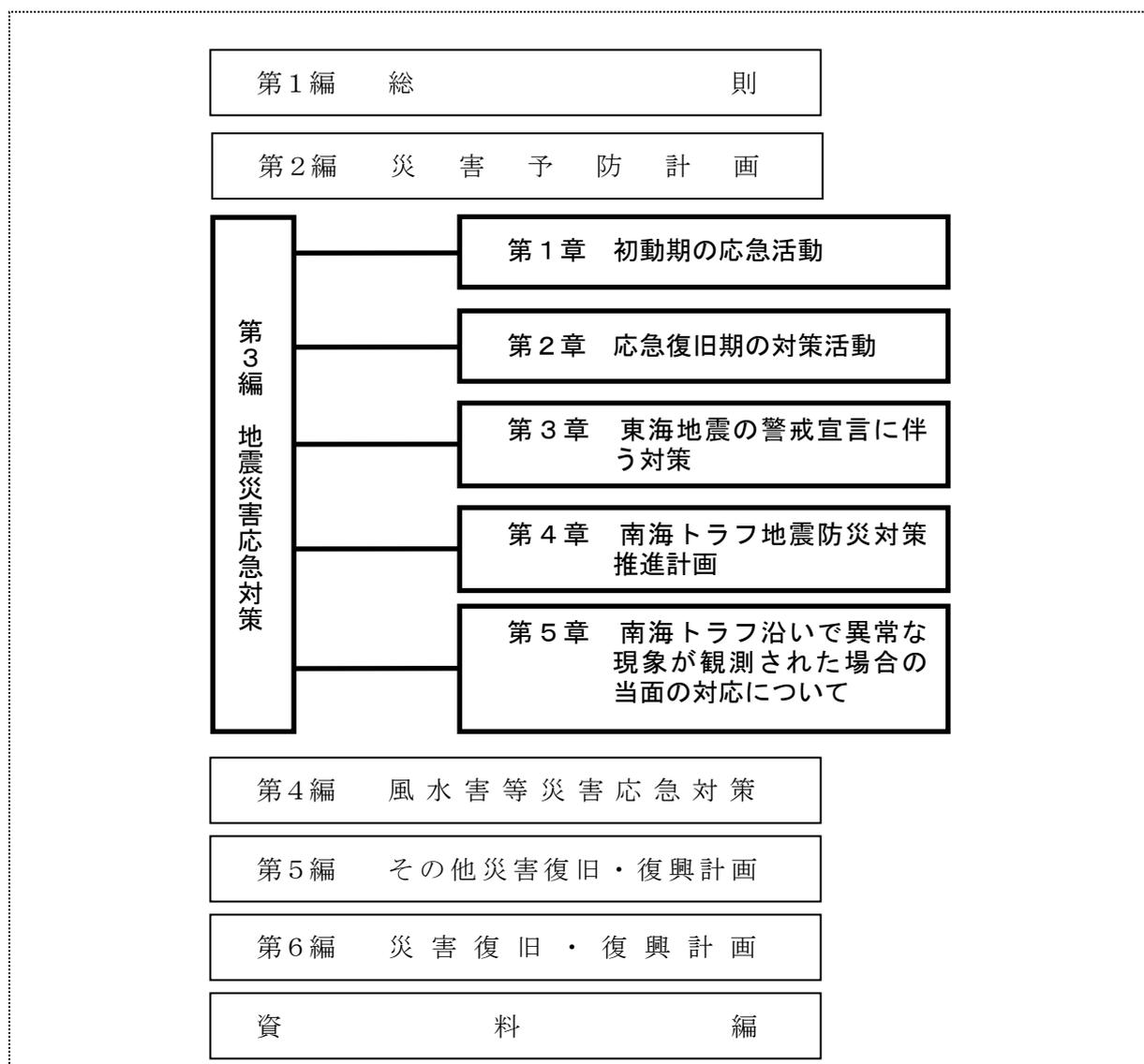


# 第3編 地震災害応急対策



第1章	初動期の応急活動	地— 1
第2章	応急復旧期の対策活動	地— 57
第3章	東海地震の警戒宣言に伴う対策	地—100
第4章	南海トラフ地震防災対策推進計画	地—105
第5章	南海トラフ沿いで異常な現象が観測された 場合の当面の対応について	地—115

災害応急対策編の町が行う応急措置等については、町災害対策本部が設置された場合の各部の活動について記述しており、災害対策本部が設置されない場合の応急措置等については、災害対策本部が設置された場合に準ずる。この場合各部の名称は次のとおりに読み替えるものとする。

災害対策本部の名称	通常の名 称
総合政策対策部	総合政策部
総務対策部	総務部
健康福祉対策部	健康福祉部
都市創造対策部	都市創造部
議会対策部	議会事務局
上下水道対策部	上下水道部
教育こども対策部	教育こども部
消防対策部	消防本部及び消防団

# 第1章 初動期の応急活動

## 第1節 組織動員

町域内に地震による災害が発生した場合、迅速かつ的確に災害対策活動を実施するため、それぞれ必要な組織動員体制をとるものとする。また、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

### 第1 活動体制の確立

震度5強以上を観測した場合、町長は自らを本部長として、島本町災害対策本部を自動的に設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

職員は、勤務時間外であっても、観測した震度に応じて参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に自主参集し、活動に従事する。

#### 1 震度の判定

震度は、大阪管区気象台が発表する島本町の震度とし、島本町の震度が発表されない場合は、高槻市、茨木市、吹田市、京都府大山崎町、長岡京市の近隣の市町の震度ないし庁内に設置された府震度計による。勤務時間外において、停電等によって地震情報が確認できない場合は、職員各自の判断による。

#### 2 活動体制

観測した震度に応じた活動体制をとり、情報収集及び必要な災害応急対策を実施する。

- (1) 震度5強以上を観測した場合、災害対策本部を自動的に設置する。
- (2) 震度4以上を観測した場合、防災対策会議体制を自動的に設置する。
- (3) その他の場合は、町長が必要と認めた体制をとる。

観測した震度	災害応急対策の体制	配備区分
震度6弱以上を観測	災害対策本部の設置	6次配備
震度5強を観測		5次配備
震度5弱を観測	防災対策会議の設置	4次配備
震度4を観測		3次配備

(注) 東海地震警戒宣言発令時の発令後から地震発生まで又は警戒解除宣言までの措置については、別途、同編第3章第2節に記載する。

## 第2 活動体制確立までの活動

### 1 職員への連絡・伝達

#### (1) 勤務時間内

勤務時間内に震度4以上を観測した場合は、総務対策部危機管理室が震度を確認し、配備体制を庁内放送及びしまもとタウンメール、防災行政無線等によって各職員に伝達するとともに、組織体制の設置と防災活動を実施する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外においては、職員各自の震度確認に基づき自主参集することを基本とし、しかもタウンメールにより連絡が可能な場合は、総務部長から危機管理室を通じて各配備職員に連絡・伝達を行う。

2 勤務時間外における消防本部の情報収集等

勤務時間外における地震発生直後の情報収集等は、消防本部が行う。

(1) 震度情報等の収集

地震発生後直ちに府防災行政無線による震度情報等を確認するとともに、府防災情報システム及び庁内に設置された府震度計により震度の確認を行う。

(2) 町長及び総務部長への連絡

震度4以上の観測が確認された場合は、町長及び総務部長に震度情報等を電話等で連絡する。町長不在の場合は副町長ないし教育長、総務部長不在の場合、危機管理室長に連絡する。

(3) 被害情報等の収集

住民からの119番通報等の被害情報を収集整理するとともに、必要に応じて、防災関係機関等に連絡し、必要な情報の収集等を行う。

(4) 防災要員等への伝達

防災要員等が登庁し、防災活動を開始した時点で、地震発生直後からそれまでの活動について報告・伝達する。

3 勤務時間外における地震発生直後の連絡等

(1) 町長への連絡

総務部長は、震度4以上の観測を認知した場合ないし消防本部から震度4以上の観測の伝達を受けた場合は、直ちに町長と連絡を取り、災害応急対策を行う組織体制、配備体制等について指示を受ける。

総務部長不在の場合は危機管理室長が代行し、町長不在の場合は副町長、教育長が代行する。

(2) 職員への連絡

総務部長は、町長への連絡後、指示された組織体制、配備体制を防災要員、各部連絡担当者に電話等で伝達する。

各部連絡担当者は、配備体制に沿った動員対象職員に電話等で伝達する。

4 勤務時間外における防災要員等の活動

勤務時間外において震度4以上を観測した場合、防災要員（総務部長、都市創造部長、消防長、総合政策部長、健康福祉部長、議会事務局長、上下水道部長、教育こども部長）及び防災要員が指名する者は直ちに登庁し、活動体制が確立されるまでの間の情報収集、連絡・伝達、組織体制確立のための準備等を行う。

(1) 消防本部の初期活動の確認

震度情報、被害情報及び町長等への連絡について、消防本部の行った初期活動について電話等により報告を受ける。

震度情報については、府防災行政無線、府防災情報システム等で確認するとともに、町長との連絡状況、指示された活動体制、配備体制を確認する。

(2) 職員への連絡・伝達状況の確認

地震災害時は、震度に応じて自動的に配備体制が決定され、職員は自主参集することとなっているが、電話が通じている場合は、各部連絡担当者に配備職員への連絡・伝達状況を確認する。

(3) 関係機関等との連絡及び被害情報等の収集

防災要員等は、府、高槻警察署及び消防本部に連絡し、被害情報等を収集するとともに、関係機関等に連絡し、必要な情報の収集及び伝達を行う。

(4) 災害対策本部設置の準備

震度5強以上を観測した場合は、災害対策本部の自動設置となるため、防災要員等は、登庁してきた職員に指示し、災害対策本部設置の準備を行う。

5 緊急時の避難所開設基準

勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合には、予め指定した各町立小学校の開錠担当職員は役場に参集せずに、町立小学校避難所の校門を開錠する。

## 第3 災害対策本部の設置

町長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 設置基準

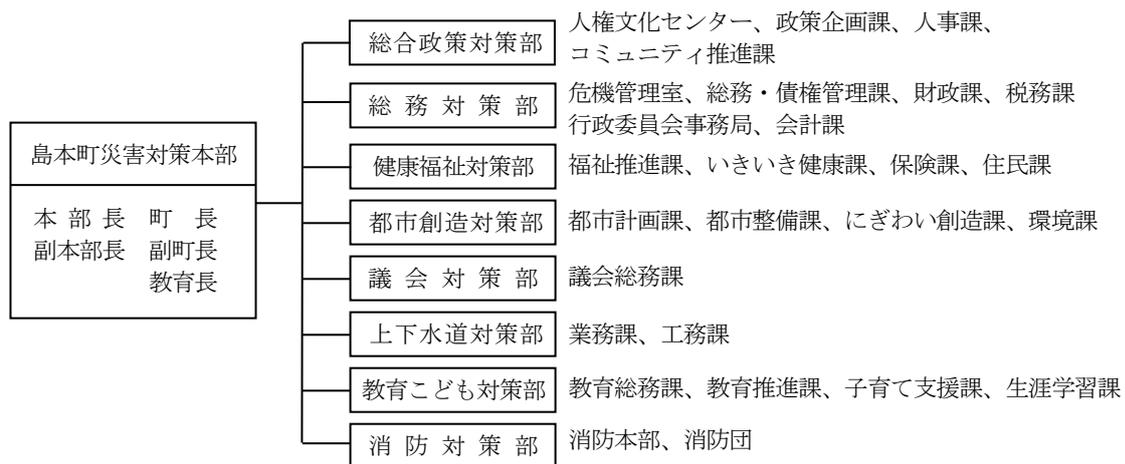
- (1) 震度5強以上を観測した場合（自動設置）
- (2) その他、町長が必要と認めた場合

2 廃止基準

- (1) 町長が、町域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、町域に大きな被害がないと町長が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即した体制（防災対策会議体制の設置や状況に応じた動員配備）に移行する。

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織



(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項について検討・指令するものであり、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

ア 協議事項

- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること
- (イ) 動員・配備体制に関すること
- (ウ) 災害対策本部の廃止に関すること
- (エ) 各対策部間調整事項に関すること
- (オ) 住民への避難の勧告・指示（緊急）及び警戒区域の設定に関すること
- (カ) 府及び関係機関との連絡調整に関すること
- (キ) 自衛隊災害派遣要請に関すること
- (ク) 他の市町村への応援要請に関すること
- (ケ) 災害救助法の適用要請に関すること
- (コ) 激甚災害の指定の要請に関すること
- (サ) 災害復旧に関すること
- (シ) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

イ 事務局

事務局は総務対策部危機管理室が行う。

ウ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。  
また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務対策部危機管理室は各部相互間の連絡調整を迅速に行うものとする。

4 設置及び廃止の通知

町長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各部、知事、関係機関、防災会議構成員、報道機関、住民等にその旨を通知する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、原則として島本町役場地階第五会議室に設置する。

ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、本部長の判断により他の施設に設置する。この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図るものとする。

災害対策本部を設置する場合、総務対策部危機管理室は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 災害対策本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、島本町役場正面玄関等に「島本町災害対策本部」の標識を掲示する。

7 職務・権限の代行

- (1) 災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長、教育長の順位で代行する。
- (2) 本部長（各部長）及び課長の代行は、各部においてあらかじめ指名したものが行う。

職務代行の対象者	職務代行の順位				
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
町長	副町長	教育長	総務部長	都市創造部長	
総合政策部長	政策企画課所管次長	他の次長	政策企画課長	先着上位	
総務部長	危機管理室所管次長	他の次長	会計管理者	総務・債権管理課長	先着上位
健康福祉部長	福祉推進課所管次長	他の次長	福祉推進課長	先着上位	
都市創造部長	都市計画課所管次長	他の次長	都市計画課長	先着上位	
議会議務局長	議会総務課長	先着上位			
上下水道部長	業務課所管次長	他の次長	業務課長	先着上位	
教育子ども部長	教育総務課所管次長	他の次長	教育総務課長	先着上位	
消防長	消防本部次長	署長	管理課長	先着上位	

## 8 対策の実施

各部はそれぞれの組織を整備し、本部の決定及び事務分掌に基づき災害応急対策活動を実施する。

## 9 大阪府現地災害対策本部との連携

大阪府が現地災害対策本部を設置した場合は、その連携を図りながら災害応急対策を進めるものとし、総務対策部危機管理室は、連絡要員を大阪府現地災害対策本部に派遣するものとする。

10 事務分掌

部 名	担 当 課	事 務 分 掌
総合政策対策部	人権文化センター 政策企画課 人事課 コミュニティ推進課	所管施設の被害調査及び復旧に関すること 通信情報に関すること 職員の現地派遣及び輸送に関すること 職員配置の連絡、配給に関すること 職員の食糧の配達、配給に関すること 災害見舞の応援及び現地視察に関すること 避難誘導に関すること 総務対策部危機管理室の応援に関すること 災害広報に関すること 自治会、住民等との連絡調整に関すること 報道機関との連絡・調整に関すること
総務対策部	危機管理室 総務・債権管理課 財政課 税務課 会計課 行政委員会事務局	防災会議及び本部会議に関すること 各部及び関係機関との調整に関すること 災害対策本部及び防災計画に関すること 通信機器及び常備器具に関すること 災害緊急措置に関すること 応急対策用物資の調達に関すること 災害救助法の適用に関すること 災害復旧計画に関すること 災害資料の作成に関すること 車両に関すること 罹災証明に関すること その他各部所管に属さないこと 被害一般家庭の調査記録に関すること 罹災町民からの陳情に関すること ふれあいセンターの被害調査及び復旧に関すること 災害予算措置に関すること 被害経理事務に関すること 経費の支払い及び審査に関すること 町税の減免等に関すること 町有財産の被害調査に関すること

部 名	担 当 課	事 務 分 掌
健康福祉対策部	福祉推進課 いきいき健康課 保険課 住民課	要配慮者の安全確認及び援助に関すること 要配慮者の2次的避難に関すること（福祉避難所、仮設住宅への収容） 見舞金、弔慰金及び災害援護資金等の支給及び貸付けに関すること 福祉関係団体との連絡調整に関すること 被災者の生活援護に関すること 部内の連絡調整に関すること 感染症の予防に関すること 医療機関及び保健所との連絡に関すること 救護所の設置及び運営に関すること 入浴施設の設置の支援に関すること 所管施設の被害調査及び復旧に関すること 埋火葬に関すること 柩・ドライアイス等の手配に関すること
都市創造対策部	都市計画課 都市整備課 にぎわい創造課 環境課	町営住宅の応急修理に関すること 応急仮設住宅の建設に関すること 被災住宅の応急修理に関すること 公共営造物の応急修理に関すること 住居の浸水対策に関すること 道路、河川の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 水防に関すること 労務動員に関すること 公園施設の利用に係る調整に関すること 公園、街路樹の被害調査及び応急復旧に関すること 災害時の資機材の調達に関すること その他、応急修理に関すること 部内の連絡調整に関すること 被災現地への救援に関すること 農作物、農業用施設等の被害調整及び応急復旧に関すること ため池の水防に関すること 商工業関係被害調査及び普及に関すること 物価の監視及び消費者情報の提供に関すること 安定供給が必要な食料及び生活必需品等の把握及び調達に関すること 所管施設の被害調査及び復旧に関すること 防疫作業に関すること し尿の緊急汲取に関すること し尿、ごみの収集及び清掃に関すること 災害廃棄物の受入れ及び処理に関すること 災害廃棄物処理に係る関係機関との連絡調整に関すること 被害者用物品の調達に関すること

部 名	担 当 課	事 務 分 掌
議 会 対 策 部	議 会 総 務 課	町と議会との連絡・調整に関する事 その他、議会に関する事
上 下 水 道 対 策 部	業 務 課 工 務 課	水道施設及び大沢地区特設水道施設の被害調査及び復旧に関する事 飲料水の確保・供給に関する事 被害家屋への応急給水に関する事 下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事
教 育 こ ど も 対 策 部	教 育 総 務 課 教 育 推 進 課 子 育 て 支 援 課 生 涯 学 習 課	教育施設の被害調査及び復旧に関する事 児童及び教職員の避難誘導に関する事 避難所の開設、収容、保護に関する事 炊き出し、給食に関する事 被災者に対する食料品、生活必需品などの配給に関する事 学用品の調達配給に関する事 文化財の被害状況の調査及び応急対策に関する事 所管施設の被災状況及び応急復旧に関する事 社会教育関係団体との連絡調整に関する事
消 防 対 策 部	消 防 本 部 消 防 団	火災及び救急業務に関する事 消防関係施設の被害調査に関する事 消防団に関する事 その他人命救助等に関する事
各 部 共 通		部内の災害応急対策計画の作成に関する事 部内各課間の職員の応援体制に関する事 他部への応援体制に関する事 部に関する情報収集、調査、災害対策本部への報告に関する事

## 第4 防災対策会議体制の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合、総務部長を議長とする防災対策会議体制を設置し、情報収集等にあたる。

### 1 設置基準

- (1) 震度4以上を観測した場合（自動設置）
- (2) その他、町長が必要と認めた場合

### 2 廃止基準

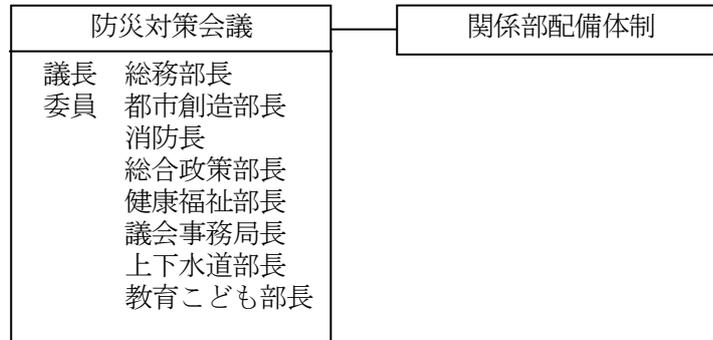
- (1) 町長が、情報収集の必要がないと認めた場合又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施することが望ましいと町長が認めた場合

### 3 組織及び運営

#### (1) 防災対策会議の組織

ア 防災対策会議は、総務部長を議長として、都市創造部長、消防長、総合政策部長、健康福祉部長、議会事務局長、上下水道部長、教育こども部長で構成する。

イ 総務部長は、災害対策活動のうえで必要な場合、前項アで構成される者のほか、関係職員を配置させることができる。



#### (2) 防災対策会議

ア 地震による被害状況の情報収集を行うとともに、必要に応じて関係職員を動員し、災害応急対策活動を行う。

イ 災害の規模が大きく、関係職員だけで対応できない場合は、災害対策本部の設置を検討し、町長に検討結果を報告する。

## 第5 緊急初動体制

震度5強以上を観測し、災害対策本部が自動設置された場合において、本部長は、災害の規模が大きく、救助・救護活動、情報収集活動等を重点的に行う必要がある場合は緊急初動体制をとり、応急対策活動を実施する。

### 1 緊急初動体制の指示

災害の規模が大きいため、救助・救護活動、情報収集活動等を重点的に行う必要があると本部長が判断した場合は、緊急初動体制をとるように指示する。

緊急初動体制においては、災害対策本部の各部各班の事務分掌に優先して、緊急初動体制の事務分掌により災害応急活動を実施する。

### 2 緊急初動体制の期間

緊急初動体制は、大規模な災害発生当初の混乱期における救助・救護活動、情報収集活動に重点を置いた体制であり、概ね3日程度をめどに災害対策本部各部各班の事務分掌に沿った組織体制に移行するものとする。

### 3 組織体制及び事務分掌

組織体制は、災害対策本部を集約し、概ね以下の事務分掌で行うものとし、人命の救助及び救護活動を最優先とする。

各部においては、部長の指示により必要な活動体制を編成し、各部単位で応急活動を実施する。

本部長は、必要に応じて職員の配置を変更するものとする。

【緊急初動体制における事務分掌】

部 名	事 務 分 掌
総合政策対策部 総務対策部	(1) 災害対策本部事務局に係る業務に関すること (2) 災害情報の収集及び集約に関すること (3) 府との連絡、広域応援要請等に関すること (4) 必要物資の調達等に関すること (5) 所管施設の被災状況等に関すること
健康福祉対策部 議会対策部	(1) 避難行動要支援者の安全確認等に関すること (2) 応急医療活動に関すること (3) 被災者の救援救護に関すること (4) 所管施設の被災状況及び応急復旧に関すること
都市創造対策部	(1) 公共土木施設等の被災状況及び応急復旧に関すること (2) 住宅等の障害物の除去等に関すること (3) 所管施設の被災状況及び応急復旧に関すること
上下水道対策部	(1) 飲料水の確保・供給に関すること (2) 所管施設の被災状況及び応急復旧に関すること
教育こども対策部	(1) 避難所の開設・運営管理に関すること (2) 被災者の救援救護に関すること (3) 食料品等の配布に関すること (4) 所管施設の被災状況及び応急復旧に関すること
消防対策部	※消防計画に基づく活動の実施

## 第6 動員に関する事項

### 1 配備体制及び配備人員

「島本町災害応急対策実施要領」に基づき配備する。

### 2 動員の伝達

勤務時間内については、総務対策部から庁内放送等により伝達される。勤務時間外については、震度に応じた自主参集とするが、各部の連絡担当者は、配備対象職員に電話等で連絡する。

### 3 動員状況の報告及び連絡

- (1) すべての職員は参集後、所属課長に参集を報告する。
- (2) 各課長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の職員参集状況を各部長に報告する。
- (3) 各部長は、各課ごとの参集状況を総合政策対策部人事課へ報告する。
- (4) 総合政策対策部人事課は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、総務対策部危機管理室を通じて、その状況を速やかに府に報告する。

### 4 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、地震発生直後の動員対象から除外する。これに該当する職員は、可能な限り速やかに所属課長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集するものとする。

- (1) 公務のため管外出張中の場合
- (2) 職員自身が地震発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- (3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

- (4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- (5) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼等の場合
- (7) その他事情により特に所属課長がやむを得ないと認めた場合

## 第7 参集途上の防災活動

勤務時間外等において参集場所に参集する場合、参集途上において、情報収集活動等以下の事項に十分留意して参集するものとする。

### 1 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後、直ちに総合政策対策部政策企画課に報告するものとする。情報収集事項は次のとおりとする。

- (1) 道路交通施設の被害状況、道路の渋滞状況
- (2) 鉄道施設の被害状況及び運行状況
- (3) 建築物等の倒壊等被災状況
- (4) 河川・ため池等の被災状況及び水位の状況
- (5) 崖崩れ等の土砂災害の状況
- (6) 火災発生状況
- (7) 被災者・避難者の状況
- (8) その他被災状況

### 2 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場、火災等に遭遇した場合は、最寄りの警察署、消防署に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

## 第8 福利厚生

総合政策対策部人事課は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

### 1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整を図る。

### 2 食料等の調達

災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送と併せ、輸送の合理化を図る。

### 3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

## 第2節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、府、町をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

## 第3節 情報の収集・伝達

地震発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに電話、ファクシミリ、防災行政無線や府防災情報システム等効果的な通信手段を活用して、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
総務対策部危機管理室	地震情報等の収集・伝達 府等への報告
総合政策対策部コミュニティ推進課	住民への広報
総合政策対策部政策企画課	被害情報等の収集・把握
各部・各機関	所管施設等の被害情報の収集、報告

## 第1 情報の種類と収集・伝達

### 1 地震情報等の収集・伝達

#### (1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。ただし、緊急地震速報（警報）は地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であるが、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

#### ア 発表条件

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

#### イ 発表内容

地震の発生時刻、震央地名、震央の緯度及び経度、強い揺れが予想される地域、強い揺れに警戒する旨の警告文

#### ウ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、町等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由によ

る市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

(2) 地震情報

総務対策部危機管理室は、電話、府防災行政無線、府防災情報システム及びテレビ・ラジオ等のマスメディア等を通じて、大阪管区気象台の発表する地震情報を速やかに収集する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。 島本町の地域名は「大阪府北部」
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報(注1)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報(注1)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

(3) 火災情報

ア 火災発生のお知らせは、通常の場合、住民から消防署への119番通報による。

イ 電話不通時は、住民から消防署・警察署等への通報等の情報による。

(4) 異常現象の発見及び通報

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとし、町長は、異常現象の状況等について住民に周知徹底する。

イ 町長は異常現象の通報を受けた場合、大阪管区気象台、府及び関係機関に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

ウ 異常現象の種類

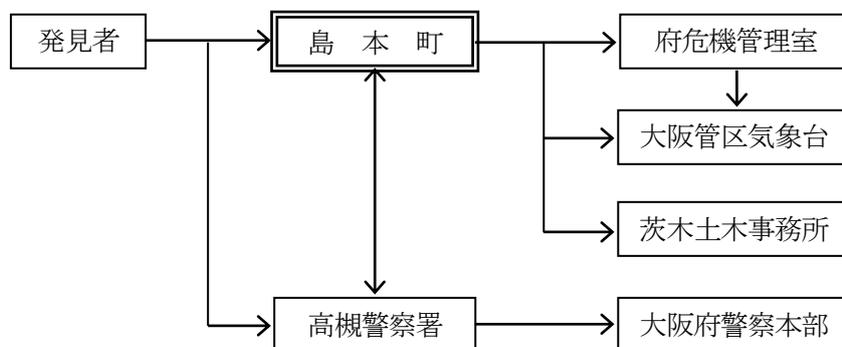
(ア) 水害（河川、ため池等）

- a 堤防の亀裂又は欠け・崩れ
- b 堤防からの溢水
- c 堤防の天端の亀裂又は沈下など

(イ) 土砂災害

- a 土石流
  - (a) 山鳴り
  - (b) 降雨時の川の水位の低下
  - (c) 川の流れの濁り及び流木の混在など
- b 地すべり
  - (a) 地面のひび割れ
  - (b) 沢や井戸水の濁り
  - (c) 斜面からの水の吹き出しなど
- c がけ崩れ
  - (a) わき水の濁り
  - (b) がけの亀裂
  - (c) 小石の落下など
- d 山地災害
  - (a) わき水の量の変化（増加又は枯渇）
  - (b) 山の斜面を水が走るなど

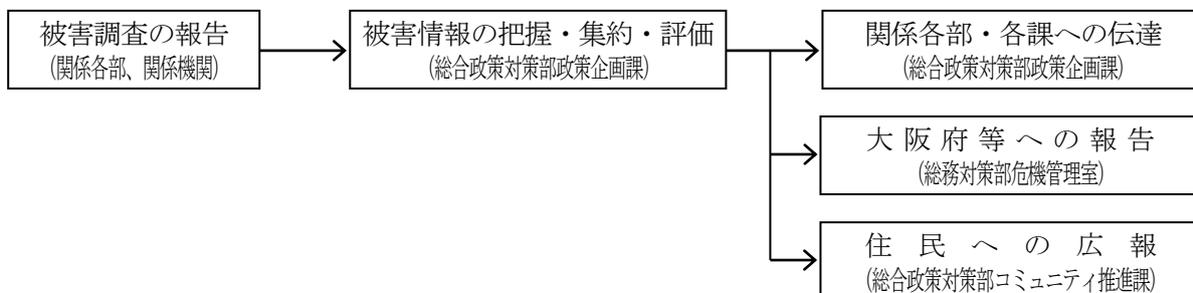
異常現象通報系統図



## 2 応急対策活動等の情報の流れ

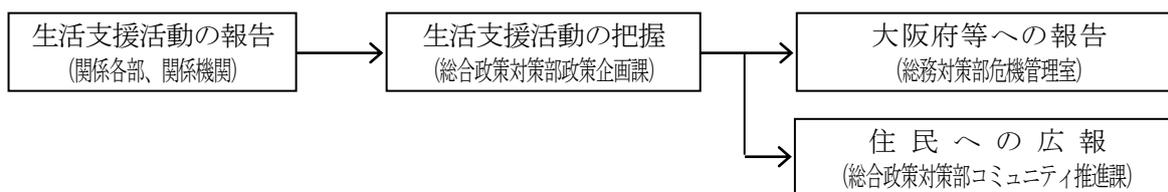
### (1) 被害情報等

地震の発生により生じた被害を把握するものであり、災害発生直後から被害状況についての情報収集・評価を行い、災害応急対策の資料とするとともに、住民への広報、大阪府等への報告を行う。



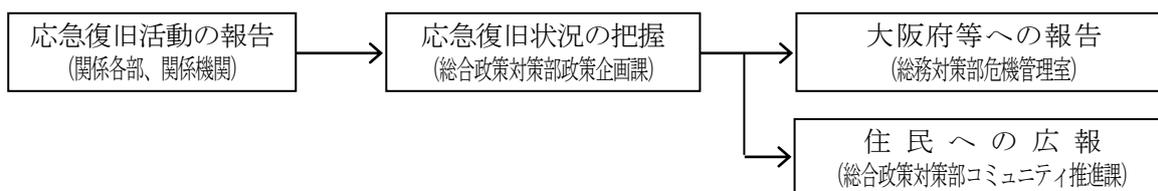
### (2) 生活支援情報等

地震により被災した住民に対する生活支援について、避難所等の開設状況、医療活動、食料・生活必需品等の配布、その他生活支援のための活動状況を把握し、適切な生活支援活動に資するとともに、住民への広報、大阪府等への報告を行う。



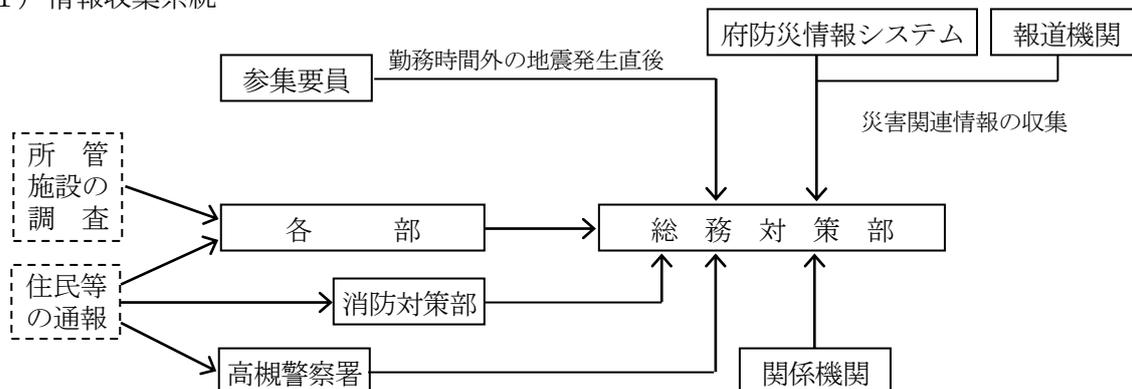
### (3) 応急復旧活動情報

地震により被害を受けた道路、建物、公共土木施設、ライフライン施設等の応急復旧の状況を把握し、適切な応急復旧活動に資するとともに、住民への広報、大阪府等への報告を行う。



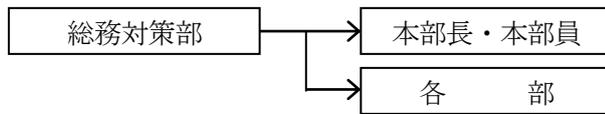
## 3 被害情報、災害応急活動情報等の情報収集・伝達系統

### (1) 情報収集系統

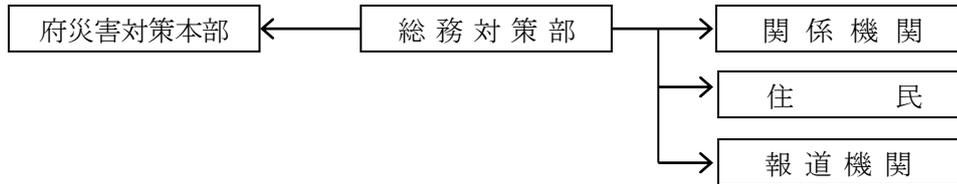


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 住民及び関係機関との伝達系統



(3) 被害情報等の収集・伝達手段

ア 広域的な情報収集手段

総務対策部は、大規模災害においては、本町を含め広域的に被害を受けている場合が想定されることから、府防災情報システム、テレビ・ラジオ等の報道等により情報収集を図る。

イ 庁内における情報収集・伝達手段

地震災害時における情報収集・伝達手段は、電話の不通等の場合も想定されるため、あらゆる手段を用いて伝達手段の確保に努めるものとする。

(ア) 防災行政無線による情報伝達

(イ) 電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段による情報伝達

(ウ) バイク、自転車を用いた伝令による情報伝達等

## 第2 応急被害状況の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施するうえで必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から把握する。

### 1 被害状況の緊急情報収集

発災直後において、災害の規模等を早急に把握するために、総務対策部危機管理室を中心に、府防災情報システム、テレビ・ラジオ等のマスメディア、参集途上職員等からの情報収集を行う。

各実施担当者は、収集した情報を総合政策対策部政策企画課に報告する。

(1) 総務対策部危機管理室

ア 消防機関への通報状況を確認する。

イ 警察署からの情報（通報状況等）を受ける。

ウ 府防災情報システム、防災関係機関からの情報収集を行う。

エ テレビ・ラジオ、新聞等の報道による情報を収集する。

オ 住民からの電話通報、自治会長等からの現地の被害情報等を収集する。

カ 各部からの情報を集約する。

(2) 参集途上職員及び各部連絡担当者

ア 職員は、参集途上における被害状況等の情報を各部連絡担当者に報告する。

イ 各部連絡担当者は、総合政策対策部政策企画課に報告する。

(3) 健康福祉対策部

ア 医療機関で治療を受けている傷病者等の情報収集を行う。

2 緊急被害調査

発災直後の緊急情報収集とともに、各部各班は、事務分掌に沿って、概括的な被害状況の緊急調査を実施する。

調査結果は、各部連絡担当者を通じて総合政策対策部政策企画課に報告する。

(1) 調査方法等

緊急被害調査においては、災害応急対策活動を適切かつ迅速に行うに足る情報の収集とし、「被害状況の概括的な把握」、「二次災害等の発生危険性の把握」、「住民の救護・救援活動の必要性及び規模」等について重点的に行うものとする。

(2) 情報収集項目及び分担等

情報収集項目及び分担については、以下のとおりとする。

把握する内容		担当部・課
人的被害	死者、行方不明者の状況	健康福祉対策部住民課
	負傷者の状況	健康福祉対策部福祉推進課
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	都市創造対策部都市計画課
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	各部・総務対策部税務課
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	総務対策部税務課
その他被害	田畑の被害状況	都市創造対策部にぎわい創造課
	文教施設の被害状況	教育こども対策部教育総務課
	医療機関・社会福祉施設の被害状況	健康福祉対策部福祉推進課
	道路、橋梁の被害状況	都市創造対策部都市整備課
	公園、河川、水路の被害状況	都市創造対策部都市整備課
	上下水道施設及び大沢地区特設水道施設の被害状況	上下水道対策部工務課
	ため池の被害状況	都市創造対策部にぎわい創造課
	ごみ処理施設等の被害状況	都市創造対策部環境課
電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	総務対策部危機管理室	
避難状況等	避難場所の状況	教育こども対策部教育総務課 教育こども対策部生涯学習課

3 被害情報の概括的把握

総合政策対策部政策企画課は、被害状況の緊急情報収集、緊急被害調査に基づき、概括的な被害状況を把握する。把握すべき内容は次のとおりである。

- (1) 広域的な災害の状況
- (2) 住民の被災状況及び安否等
- (3) 防災対策基幹施設の被災状況
- (4) 救助救護基幹施設の被災状況（対策実施能力の現況を含む。）
- (5) 災害危険箇所等の被災状況及び二次災害の危険性（人的被害に関わる範囲）
- (6) 交通施設・ライフライン等の被災状況（対策実施能力の現況を含む。）
- (7) 産業等施設の被災状況（対策・復旧活動支援、住民の生活基盤）

#### 4 被害状況の概況把握による応急対策の展開

被害状況に応じて、本部長は本部会議に諮り、応急対策の重点的な実施方針等を定め、応急対策活動を効率的に推進する。

##### (1) 救助・救護活動の実施

救助・救護活動を実施する消防対策部、高槻警察署だけでは対応が困難と見られる場合は、救助・救護活動を行う救助班を臨時に編成し、自主防災組織等の地域団体の協力を得ながら、救助活動を実施する。

##### (2) 二次災害の防止

公共土木施設等の被災状況、救助活動等の情報によって、二次災害防止のための対策を定める。

##### (3) 災害救助法の適用判断

得られた被害状況によって、災害救助法の適用の可否を判断し、適用基準に該当し又は該当する見込みがあると判断される場合は、本部長は、知事に被害状況を報告するとともに災害救助法の適用を要請する。

##### (4) 避難所の整備・生活支援

避難情報等によって避難所での生活環境を判断し、適切な対応策を定めるとともに、避難所に避難していない住民に対する生活支援についても適切な対応策を定め、実施する。

### 第3 詳細被害状況の把握

#### 1 詳細被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、住民等の協力によって実施する。

##### (1) 各部所管施設の被害状況の把握

ア 各部は、所管施設の被害状況を調査し、総合政策対策部政策企画課へ報告する。

イ 各部は、自己の部に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総合政策対策部政策企画課へ報告する。

##### (2) 把握する内容

災害発生後の早い段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。

把握する内容		担当部・課
人的被害	死者、行方不明者の状況	健康福祉対策部住民課
	負傷者の状況	健康福祉対策部福祉推進課
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	都市創造対策部都市計画課
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	各部・総務対策部税務課
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	総務対策部税務課
その他被害	田畑の被害状況	都市創造対策部にぎわい創造課
	文教施設の被害状況	教育子ども対策部教育総務課
	医療機関・社会福祉施設の被害状況	健康福祉対策部福祉推進課
	道路、橋梁の被害状況	都市創造対策部都市整備課
	公園、河川、水路の被害状況	
	上下水道施設及び大沢地区特設水道施設の被害状況	上下水道対策部工務課
	ため池の被害状況	都市創造対策部にぎわい創造課
	ごみ処理施設等の被害状況	都市創造対策部環境課
電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	総務対策部危機管理室	
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	総務対策部危機管理室
被害金額	公共文教施設の被害金額	各部・総務対策部財政課
	農業施設の被害金額	都市創造対策部にぎわい創造課
	その他公共施設の被害金額	各部・総務対策部財政課
	農林、商工の被害金額	都市創造対策部にぎわい創造課
避難状況、 応急対策の 状況	避難場所の状況	教育子ども対策部教育総務課 教育子ども対策部生涯学習課
	応急給水状況 ※	上下水道対策部工務課
	給食の状況	教育子ども対策部教育総務課
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	健康福祉対策部いきいき健康課
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務対策部危機管理室

注）※については、大阪府広域水道震災対策中央本部と連携して行う。

### （3）被害状況の集約

#### ア 情報の集約

総合政策対策部政策企画課は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

（ア）災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

（イ）被害分布図等の作成

#### イ 被害情報等の整理

総合政策対策部政策企画課は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

### （4）被害状況に基づく判断

町単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、総務対策部危機管理室は、府に対して応援要請を行う。

## 2 被害状況等報告基準

被害状況等の報告は、消防庁長官通知の要領による。

# 第4 府等への報告

府に対する被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領並びに火災・災害等即報要領による。なお、地震が発生し、町内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告する。

## 1 報告の基準

被害状況等の報告は次に該当する場合に行う。

### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 町が災害対策本部を設置したもの。

### (2) 個別基準

地震が発生し、町の区域内で震度4以上を観測したもの。

### (3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## 2 報告要領

災害が発生したときから、当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により府に報告するものとする。

### (1) 発生報告（「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）「災害概況即報」）

町は、災害発生直後に、「被害状況等報告様式」に沿って情報収集できた範囲において府防災情報システム等で報告するとともに、避難、救護の必要性及び災害拡大のおそれ等、災害対策上必要と認められる事項についてその概況を報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

### (2) 中間報告（「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）「被害状況即報」）

発生報告を行ってから被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合、直ちにその内容を府防災情報システム等により報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

### (3) 最終報告（「災害報告取扱要領」第1号様式「災害確定報告」）

応急措置が完了した場合は、速やかに、被害状況等報告様式に掲げる全項目について、府防災情報システム等により災害確定報告を行う。

## 3 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害即報のうち直接即報基準に該当するものは、地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）である。

#### 4 府及び国への報告

(1) 報告すべき火災・災害等を覚知したときには原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲<sup>\*</sup>でその第一報を府に報告する。また、第二報以後は、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。

※：第一報の報告については、報告の迅速化を優先するため、被害の全容が明らかでなくとも、その概要が把握できるものであれば、即報様式以外での送付も可能

(2) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。

(3) 府への報告が通信の途絶等でできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに府に報告を行う。

(4) 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、町及び関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、町等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

#### 5 報告の方法

府への報告は、原則として府防災情報システムにより行う。なお、府防災情報システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話、ファクシミリ等により報告する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、町が報告を行うことができなくなったときは、府が職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。

## 第5 通信手段の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、公衆電話回線が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。また、孤立地域との通信手段の確保についても配慮し携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用も含め、緊急情報連絡用の通信手段の確保を図る。

### 1 無線通信機能の点検・確保

総務対策部危機管理室は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、直ちに防災行政無線の通信機能を点検し、無線通信機能の確保を図る。

なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。

電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地地方公共団体に協力を要請する。

### 2 通信窓口

#### (1) 連絡担当者の配置

各部は、災害時に必要な情報の収集及び伝達など、関係機関相互の迅速かつ的確な連絡を確保するために連絡担当者を置く。

(2) 連絡先の変更等

各部は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに総務対策部危機管理室及び関係機関に修正の報告を行う。

3 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

総務対策部危機管理室は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常、緊急通話や非常緊急電報を一般の通話や電報に優先して取り扱うよう要請する。

(2) 優先利用

総務対策部危機管理室は、必要に応じて西日本電信電話株式会社等に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

4 府防災行政無線の活用

府、近隣市町、防災関係機関等との連絡については、府防災行政無線を活用する。

5 公衆電話回線途絶時の措置

公衆電話回線途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 府、近隣市町との連絡

府防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

総務対策部危機管理室は、関係機関に対し、職員の総務対策部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 非常通信の利用

総務対策部危機管理室は、公衆電話回線が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- ア 関係機関（府警察、鉄道会社）が保有する無線
- イ 放送局の有する無線
- ウ 大阪地区非常通信協議会に加入する機関の無線
- エ アマチュア無線等

(4) 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）、派遣等の適当な手段によって行う。

## 第4節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて提供する。

また、府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
総合政策対策部政策企画課	被害情報、支援情報等の収集・把握
総合政策対策部コミュニティ推進課	住民相談窓口の設置 ・住民相談の受付 広報活動の実施 ・災害情報の広報 ・支援情報の広報 ライフライン復旧情報等広報 プレスセンターの設置 ・報道依頼 ・情報提供
各部・各機関	住民からの要望の処理 ライフライン復旧情報等広報

### 1 災害広報

被害情報、支援情報、ライフライン復旧情報、公共交通機関の運行状況等の住民向けの広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

#### (1) 被害情報

地震発生直後の速やかな被害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現を用いる。

- ア 地震情報に関すること（地震の規模・津波情報（津波の規模、到達予想時刻 等）・余震・気象の状況）
- イ 出火防止、初期消火の呼びかけに関すること
- ウ 被害の概要に関すること
- エ 避難の勧告・指示（緊急）に関すること
- オ 被災状況とその後の見通しに関すること
- カ その他住民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む。）

#### (2) 支援情報

地震発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- ア 要配慮者への支援の呼びかけに関すること
- イ 避難所に関すること

- ウ 救護所に関すること
  - エ 救援物資の配布に関すること
  - オ 給水・給食に関すること
  - カ 廃棄物の収集に関すること
  - キ 医療機関などの生活関連情報に関すること
  - ク 被災者のために講じている施策に関すること
  - ケ その他住民生活に必要なこと
- (3) ライフライン復旧情報等
- 総合政策対策部コミュニティ推進課は、都市創造対策部、上下水道対策部、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。
- ア 水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること
  - イ 廃棄物の収集に関すること
  - ウ 電気、ガス、交通機関等の復旧に関すること
  - エ 電話の復旧に関すること
  - オ 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること
- (4) 広報の手段
- ア 広報車  
原則として町の所有する車両を使用する。必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。
  - イ その他広報手段
    - (ア) 広報誌の内容変更・臨時発行等
    - (イ) 航空機による現場広報
    - (ウ) 町防災行政無線（同報系）による地区広報
    - (エ) 避難所への職員の派遣、広報誌・ちらしの掲示・配布
    - (オ) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
    - (カ) しまもとタウンメール等の携帯メールや緊急速報メール
    - (キ) インターネットやツイッター、フェイスブック等の活用
    - (ク) ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供
    - (ケ) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
    - (コ) 臨時災害FM局の開設
- (5) 要配慮者への広報
- 要配慮者への広報は、文字放送や手話、ファクシミリ、テレフォンサービスやインターネット等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。
- (6) 災害時の広報体制
- ア 災害広報責任者による情報の一元化
  - イ 広報班の設置
    - (ア) 広報資料の作成
    - (イ) 防災関係機関との連絡調整
- ## 2 報道機関への情報提供等
- 報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。
- (1) 災害情報の報道依頼
- 各部からの災害情報の報道依頼は、総合政策対策部コミュニティ推進課で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の報道機関に対し放送要請する。

○日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送ホールディングス株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）

(2) 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。

- ア 災害発生場所及び発生日時
- イ 被害状況
- ウ 応急対策の状況
- エ 住民に対する避難勧告等の状況
- オ 住民に対する協力及び注意事項
- カ 支援施策に関すること

(3) 要配慮者に配慮した広報

ア 障害者への情報提供

広報に当たっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者に配慮した広報を行う。

イ 避難行動要支援者への情報提供

広報に当たっては、避難行動要支援者に配慮した広報も活用する。

### 3 広聴活動の実施

災害による家や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

(1) 住民相談窓口の開設

住民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場に専用電話及び専用ファクシミリを備えた住民相談窓口を開設する。

(2) 相談内容

住民相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ア 水道・下水道の修理に関すること
- イ 要配慮者等の福祉に関すること
- ウ 罹災証明の発行に関すること
- エ 災害弔慰金等の支給に関すること
- オ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること
- カ 租税等の減免、徴収猶予等に関すること
- キ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること
- ク 中小企業及び農業関係者の支援に関すること
- ケ その他生活再建に関すること

(3) 実施体制

ア 必要に応じて各部から対応職員を派遣し、又は電話により住民対応業務全般について実施する。

イ 相談窓口の開設時には、広報誌等で住民へ周知する。

(4) 要望の処理

ア 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りを実施する。

イ 住民相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

## 第5節 広域応援の要請・受入れ

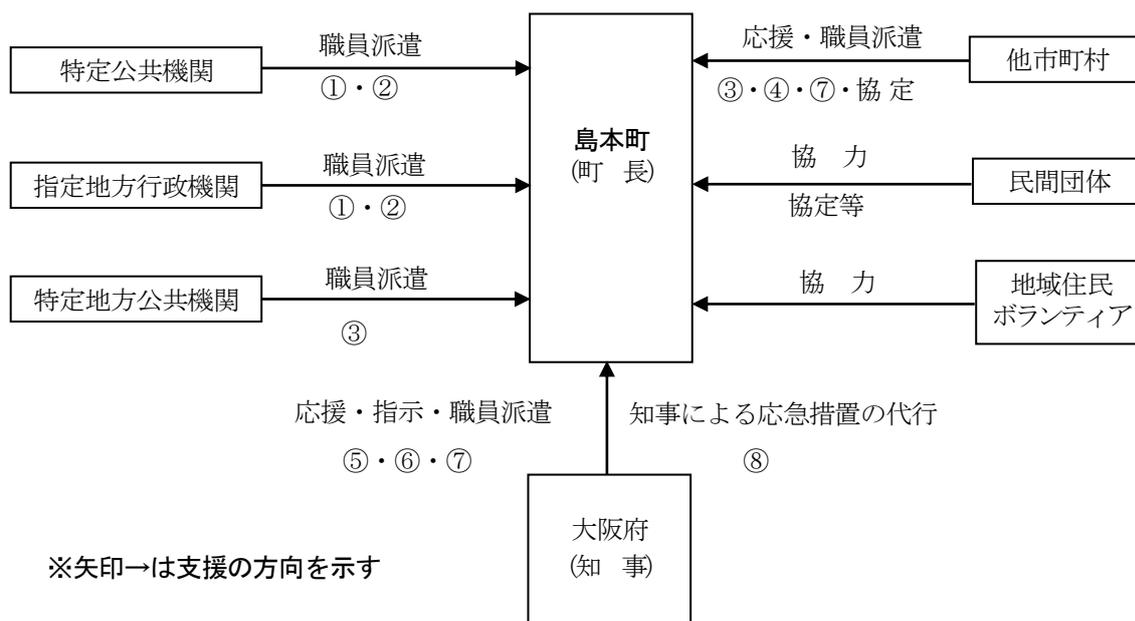
町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

なお、府等へ職員派遣を要請する場合、派遣先や支援内容などを明確にする。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
総務対策部危機管理室	応援要請の検討 行政機関へ応援要請
総合政策対策部人事課	応援の受入れ・活動の展開
各部	指定公共機関、指定地方公共機関、民間団体等への協力要請 ・受入れ・活動の展開

### 【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



## 第1 応援の要請

### 1 応援の要請要領

各部は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて府及び他の市町村に応援協力を求める。

地震が発生した場合、府への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力は、総務対策部危機管理室が窓口となる。

また、総合政策対策部人事課は、各部と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

応援要請に当たっては、次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要な事項

## 2 府等への応援要請と活動拠点の確保

町単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、知事に対して応援又は応援のあつせんを求めるとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- 知事に対する応援の要求又は実施の要請
- 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求
- 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求
- 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあつせん要請

### 【連絡先】

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
大阪府災害対策本部事務局 大阪府危機管理室	(代表)06-6941-0351 (直通)06-6944-6021	06-6944-6021
	大阪府防災行政無線番号 200-4880、4886	

## 3 他の市町村への応援要請

災害の規模が大きく、町単独では対応が困難な場合は、他の市町村に応援を要請する。応援を要請する場合は、関係法令や相互応援協定等に基づき実施する。

大規模地震の場合、府内市町村、その他近隣市町も本町と同様に被害を受けていると予想されるため、これらの市町村への応援要請は状況により判断する。

## 第2 職員の派遣要請等

災害応急対策または災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対して職員派遣を要請する。

また、知事等に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員派遣のあつせんを要請する。

要請の際は、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣または派遣のあつせんを要請する理由
- (2) 派遣または派遣のあつせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣または派遣のあつせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

## 第3 応援の受入れ

応援要請を行った場合は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認する。受入れ場所を東大寺公園及び淀川河川公園のいずれかとし、以下の受入れ準備を迅速に行い、受入れ体制を確立する。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

### 1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、府警察等と連携し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

### 2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

### 3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

## 第4 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、府及び町等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、町は、総務省の要請に基づき、応援職員を派遣する。

## 第5 災害発生都道府県の応援

知事は、他の都道府県で災害が発生した場合において、災害発生都道府県知事又は内閣総理大臣から、応急措置の実施のため災害発生都道府県知事又は災害発生市町村長を応援するよう求められたときは、応援を実施する。また、町は、大阪府の要請に基づき、応援職員を派遣する。

### 1 災害発生都道府県知事からの応援の要求

災害発生都道府県知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合、知事は、正当な理由がない限り、応援を実施することとし、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動する。

### 2 内閣総理大臣からの応援の要求

内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合、知事は、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、府内の市町村長に対し、災害発生市町村長の応援を求める。

### 3 災害応急対策の実施

内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受

ける災害発生府県知事の指揮の下に行動し、当該知事の要求に係る応援に従事する者は、災害  
応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

## 第6 民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策  
要員及び資機材を確保する。

### 1 民間団体等への協力要請

公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

### 2 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりである。

対 象	応援協力要請の方法
公 共 的 団 体	必要な各部から総務対策部危機管理室を通じて要請
協 定 団 体 等	担当部から直接協力要請の後、総務対策部危機管理室へ報告

### 3 応援の受入れ

応援要請を行った場合は、受入れ場所を水無瀬川緑地公園及びふれあいセンターのいずれか  
とし、以下の受入れ準備を迅速に行い、受入れ体制を確立する。

- (1) 宿泊場所、食糧の確保
- (2) 執務場所、連絡場所の確保及び通信設備等の確保
- (3) 必要資機材の確保

## 第6節 自衛隊の災害派遣

町長は、災害又は事故の規模や被害情報等に関して、府及び自衛隊と緊密に連絡を図るとともに、住民の人命又は財産を保護するため、必要があるときは知事に対して、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
総務対策部危機管理室	府へ自衛隊派遣要請の要求・受入れ・活動の展開

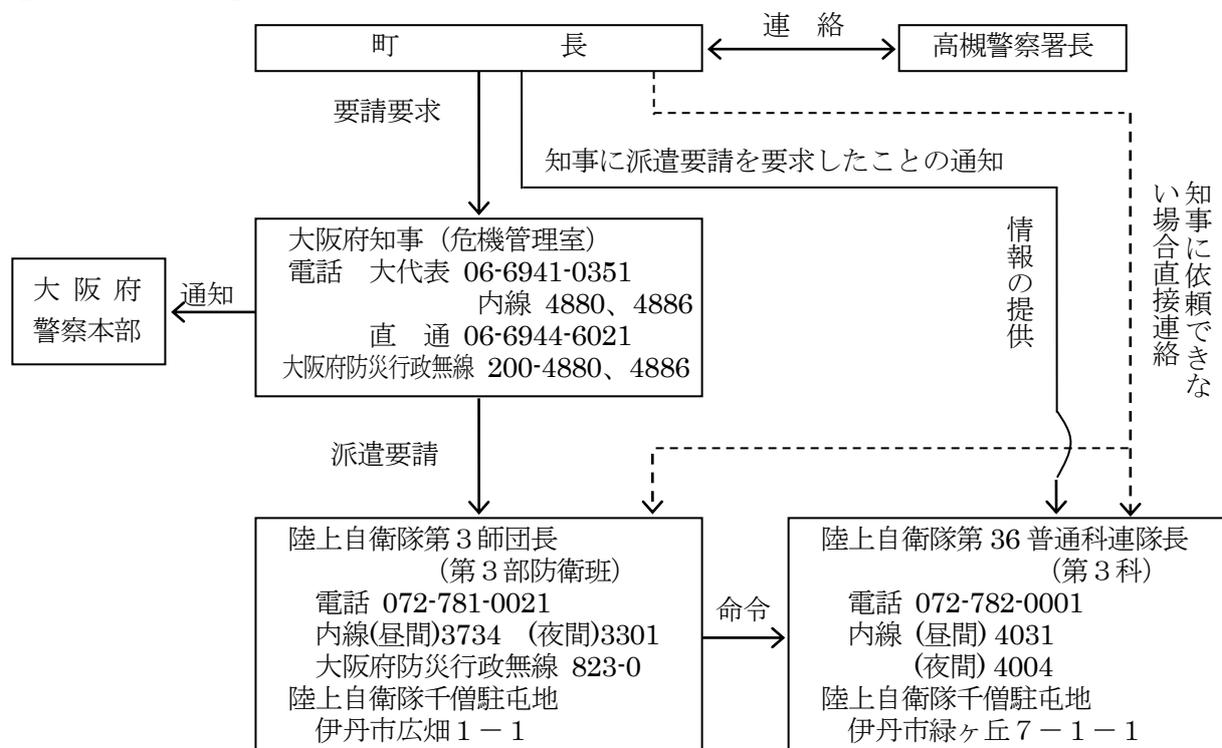
#### 1 派遣要請要求

町長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、文書で次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請を要求し、高槻警察署長にも通知する。ただし、急を要する場合は、必要事項を電話等で要求し、事後速やかに文書で所定の手続きをとる。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

ただし、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接、陸上自衛隊第3師団長にその内容を通知し、事後速やかにその旨を知事に通知する。

#### 【派遣要請系統図】



#### 2 自衛隊の自発的出動基準 (要請を待ついとまのない場合の災害派遣)

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効

率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまのないと認められる場合

### 3 自衛隊の活動内容

活動内容は、次のとおりとする。なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

### 4 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所の準備をする。この際、自衛隊の宿泊施設は、トイレ、水道、電気等のインフラの整備された体育館等の既存の建屋を準備する。
- (2) 災害時用臨時ヘリポートの設置準備を行う。
- (3) 派遣部隊及び府との連絡職員を指名する。
- (4) 活動実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (5) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (6) 自衛隊連絡幹部の受入れに必要な準備をするとともに、必要に応じて災害本部対策会議へ参加を要請する。

### 5 撤収要請

救援活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧段階に入った場合、町長は速やかに知事に自衛隊の撤収要請を要求する。

## 第7節 消火・救助・救急活動

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、府、府警察、自衛隊等の関連機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火・救助・救急活動を実施する。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
消防対策部	災害発生状況の把握 消火活動 救助・救急活動、捜索活動 応援要請
健康福祉対策部住民課	行方不明者名簿の作成
高槻警察署	救出救助活動、行方不明者の捜索活動、交通規制活動

#### 1 配備体制

- (1) 大地震が発生したときは、自動的に通常警備体制から非常警備体制に移行するものとし、消防職員及び団員全員による配備を行う。
- (2) 消防職員及び団員は、あらかじめ指定された消防本部及び分団詰所等に直ちに参集するものとし、参集途上において、家屋や道路などの被害状況を把握するとともに、要救助者及び火災を発見したときは、消防本部に通報するとともに付近住民の協力を求め救助、消火活動に従事する。

#### 2 警備本部の設置

大地震が発生したときは、消防本部に警備本部を設置し、消防長を警備本部長として警備体制を強化する。この警備体制は、非常時警備体制に準じて行う。

#### 3 初動体制

大地震発生と同時に、次の事項の処理に総力を結集する。

- (1) 消防本部
  - ア 地震情報の把握
  - イ 指令電話の一斉試験及び有線通信設備の障害状況の確認
  - ウ 全無線局の開局
  - エ 庁舎の被害点検と車両の安全確認及び警備資機材の増強
  - オ 火災その他重大な災害の発見
  - カ 道路の被害状況把握及び出動路線の確認
- (2) 消防団
  - ア 団員は直ちに各分団詰所等に参集し、車両の屋外搬出、ホースの増強、必要資機材の積載等を行って出動に備える。
  - イ 付近の高層建築物等を利用して高所見張りを行うとともに、所轄を巡回して出火防止の広報や災害情報の収集に努める。

#### 4 消防隊の編成

消防隊の編成は、勤務中の職員と参集による職員とにより行うが、原則として緊急性を有する部署には、勤務中の職員と早期参集者をあて、時間的に余裕のある部署はその後の参集者を

あてる。

## 5 警備活動の原則

### (1) 人命救助活動

地震によって家屋の倒壊をはじめ、交通機関の突発事故など不測の事態から大規模な人身災害に発展することが予測されるので、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、適切な人員資機材の配置換えを行って対処する。

### (2) 消火活動

地震災害においては、火災による二次災害のおそれが大きいため、地震時における警備活動は出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止に努める。

### (3) 安全避難の確保

住民の避難の安全を確保するため、警察官と協力して避難群衆の混乱防止と避難援護のための防ぎよ活動に全力をあげる。

## 6 火災防ぎよ

火災の発生状況に応じて火災防ぎよを効率的に行うとともに、火災の早期鎮圧、拡大防止と人命の安全確保を最重点とする。

## 7 高速道路等への出動

高速道路及び高架式道路において事故が発生したときは、警備本部長は町域における消防隊及び救急隊の運用状況を勘案しながら、必要な出動体制を指示する。

## 8 救助救急

震災時には、建築物の倒壊、落下物、火災等により広域的かつ集中的に救助事故の発生が予測されるので、これに対処するため地域住民、消防団員等関係機関との連携を強化し、迅速、的確な救助活動を実施するものとする。

## 9 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、警察署、自衛隊等関係機関が地域住民の協力を得て実施する。また、健康福祉対策部住民課は、関係機関と密接に連絡をとり行方不明者名簿を作成する。

(2) 行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、本部長（町長）の指示によって継続して実施する。

(3) 災害業務関係者が救出作業、又は行方不明者捜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

## 10 警察の活動

### (1) 救助部隊の編成・出動

高槻警察署は、被害状況の早期把握に努め、自署員による救助部隊を編成し、救助を必要とする災害現場へ迅速に出動する。

### (2) 府警察本部と連携した活動

被害発生状況により、広域緊急援助隊又は機動隊等の出動の必要を認める場合は、速やかに高槻警察署から府警察本部に対して当該部隊の出動を要請する。

### (3) 救出救助等の活動

高槻警察署は、災害対策本部及び関係機関との密接な連携の元に、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施する。

また、迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう必要な交通規制を実施するとともに、障害物の除去など道路管理者の活動を支援する。

## 11 応援の要請

### (1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防本部は、地震による災害の拡大が著しく、消防本部では十分に消火活動、人命救助・救急活動が実施できない場合、次に示す消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

ア 高槻市、島本町消防相互応援協定

イ 名神高速道路内の茨木市・島本町間における消防相互応援に関する協定書

ウ 大阪市・島本町航空消防応援協定

エ 大阪府北ブロック消防相互応援協定

オ 名神高速道路消防応援協定書

カ 大阪府下広域消防相互応援協定

キ 乙訓消防組合・島本町・大山崎町消防相互応援協定

ク 乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災等消防相互応援協定

### (2) 航空消防応援協定に基づく応援要請

消防本部は、大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

### (3) 知事への応援要請

消防本部は、大規模な災害の発生により、必要な場合は、消防相互応援協定のほか災害対策基本法第68条の規定により、知事に応援要請を依頼し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

### (4) 消防庁長官の措置による応援体制

町長は、町の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応が取れないと判断したときは、緊急消防援助隊運用要綱に定める様式により速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援を要請する。

この場合において、知事と連絡がとれない場合には直接消防庁長官に対して要請する。

### (5) 各機関による連絡会議の設置

広域的な消防・救急体制をとる場合、府、町、府警察及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行い、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

## 12 地域住民との連携

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛防災組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施し、消防署、警察署など防災関係機関との連携に努める。

また、消防本部は、必要に応じて住民、自主防災組織、自治会等に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

## 13 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第8節 医療救護活動

府、町及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
健康福祉対策部いきいき健康課	大阪府茨木保健所・高槻市保健所と協力し災害医療情報の収集・把握 救護所の開設 医療救護班の要請 救急医療活動の実施 医薬品等の調達・確保 広域応援要請（総務対策部危機管理室経由）
消防対策部	傷病者の搬送
高槻市医師会 高槻市歯科医師会 高槻市薬剤師会	救護対策本部の設置 医療救護班の派遣 救急医療活動の実施 医療用資器材、医薬品等の確保
大阪府茨木保健所・高槻市保健所	管内医療機関の情報収集・把握

#### 1 医療情報の収集・提供活動

健康福祉対策部いきいき健康課は消防本部と協力して、高槻市医師会、高槻市歯科医師会及び高槻市薬剤師会等が災害時の緊急医療体制として共同で設置する救護対策本部（以下「救護対策本部」という。）や町災害対策本部と連携し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）や災害医療情報連絡員による情報収集等を通じて、医療関係機関の被害状況、活動状況、被災地における医療ニーズ、患者受入れ状況などの情報把握を行うとともに、把握した情報を速やかに府に報告する。また、住民や関係機関にも可能な限り医療に関する情報の提供を行う。

#### 2 現地医療の確保

##### (1) 医療救護班の編成・派遣要請

- ア 災害発生後、医療救護活動が必要と認められる場合は、町長（本部長）は、直ちに救護対策本部に医療救護班の出動の要請を行う。
- イ 町は、医療救護班が出動するときは、各医療救護班に医療救護班担当員1名を派遣する。
- ウ 町災害対策本部は、医療救護班の出動によってもなお医療救護班が不足する場合は、救護対策本部と協議の上、府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。
- エ 医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

##### (2) 救護所の設置・運営

- ア 健康福祉対策部いきいき健康課は、必要に応じて、あらかじめ指定した場所に救護所を

設置する。

イ 町災害対策本部は、医療機関の開設者から承諾が得られた場合は、当該医療機関を救護所として指定する。

(3) 医療救護班の出向

医療救護班は、あらかじめ指定された救護所等に出向し、傷病者の治療や歯科治療等の応急処置を行う。

(4) 医療救護班の受入れ、調整

健康福祉対策部いきいき健康課は、医療救護班の受入れ窓口をふれあいセンターに設置するとともに、救護対策本部と連携・協力し、救護所への配置調整を行う。

(5) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。ただし、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、町が搬送手段を確保し、搬送を行う。

### 3 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

医療救護班は、現場救急活動として、救護所に到着後速やかに、応急措置、医療機関への搬送の要否及びトリアージ（負傷者選別）、搬送困難な患者に対する医療、死亡の確認、その他状況に応じた処置等の現場救急活動を行う。また、必要に応じて臨時診療活動として、軽症患者の医療、助産救護、被災者等の健康管理等を行う。

(2) 府による災害医療チーム派遣等

府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所や救護所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の適切な引継ぎの実施に努める。

### 4 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、町が救護対策本部や医療関係機関等と連携し、被災を免れた医療機関に受入れ要請を行い、治療を行う。

(1) 町救護拠点病院

町救護拠点病院として指定している（医）清仁会水無瀬病院は、救護所等から搬送される入院を必要とする患者・被災者の受入れを行う。

(2) 町災害医療センター

町災害医療センターとして位置づけられる大阪府三島救命救急センターは、町、救護対策本部と連携して患者受入れにかかる医療機関間の調整・バックアップ等を行う。

(3) 災害拠点病院

救護所、町救護拠点病院で治療困難と判断された患者は、災害拠点病院である大阪府三島救命救急センター及び大阪医科大学附属病院に搬送する。

(4) 受入れ病院の選定

健康福祉対策部いきいき健康課は、町災害医療センター、救護対策本部と連携して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）で提供される患者受入れ情報等に基づき、特定の病院に患者が集中しないよう振り分け調整し、受入れ病院を選定する。

(5) 患者の搬送

ア 患者の搬送は原則として消防本部の救急車による。救急車が確保できない場合は、消防対策部は、車両を確保し搬送する。なお、車両の確保が困難な場合は、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

イ 道路の被災及び交通混雑等により、ヘリコプターによる搬送が必要と認められる場合は、消防相互応援協定に基づき大阪市消防局及び府にヘリコプターによる患者の搬送を要請する。

5 医薬品等の確保・供給活動

健康福祉対策部いきいき健康課は、高槻市医師会、高槻市歯科医師会、高槻市薬剤師会等の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。医薬品等が不足する場合は、府に対して供給の要請を行う。

6 個別疾病対策

健康福祉対策部いきいき健康課は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、大阪府等と連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、現地医療活動、後方医療活動等を行う。

## 第9節 応急避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難の勧告・指示（緊急）、誘導等必要な措置を講じる。その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起を図るとともに、自らが定める「避難行動要支援者避難支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援を実施する。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
消防対策部	避難勧告・指示（緊急）、避難誘導等
高槻警察署	避難勧告・指示（緊急）、避難誘導等
総務対策部危機管理室 総合政策対策部コミュニティ推進課	避難勧告・指示（緊急）等の伝達・広報

## 第1 避難の勧告又は指示（緊急）

地震の発生によって、がけ崩れや家屋倒壊、火災拡大等の危険性がある地域の住民に対し、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難の勧告又は指示（緊急）を行い、生命又は身体の安全を確保する。

また、町は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

### 1 実施責任者、災害種別等

避難の勧告又は指示（緊急）を行う者は、次のとおりとする。また、町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制を構築する。

実施者	災害の種類	要件	根拠
町長 (勧告・指示（緊急）)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
町長 (「屋内での待避等の安全確保措置」の指示)	災害全般	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	災害対策基本法 第60条第3項
知事 (勧告・指示（緊急）)	災害全般	町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、町長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第60条第6項

実施者	災害の種類	要件	根拠
警察官 (指示(緊急))	災害全般	町長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は、町長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また、財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条第1項
知事、 その命を受けた 職員 又は 水防管理者 (指示(緊急))	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条
知事、 その命を受けた 職員 (指示(緊急))	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
災害派遣を 命じられた部隊の 自衛官 (指示(緊急))	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法 第94条第1項

- 町長は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難の勧告又は指示(緊急)に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- 町長は、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- 町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示(緊急)や避難勧告を実施する。

## 2 避難の勧告又は指示(緊急)の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難の勧告及び指示を行う。

### (1) 避難勧告

区分	基準及び方法
条件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合。
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難先、避難に至る経路。

### (2) 避難指示(緊急)

区分	基準及び方法
条件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合。
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路。



## 第2 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

### 1 警戒区域の設定

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法令
町長	災害全般	町長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害全般	知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは町長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条第1項
警察官	災害全般	警察官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	災害全般 (水災を除く。)	消防吏員又は消防団員は、火災や他の災害（ただし、水災を除く。）の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項、第36条第7項
警察官	災害全般 (水災を除く。)	消防吏員又は消防団員が火災や他の災害（ただし、水災を除く。）の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行う。	消防法第28条第2項、第36条第7項
消防長又は消防署長	火災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第1項
警察署長	火災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第2項
水防団長水防団員若しくは消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法第21条第1項
警察官	洪水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは警戒区域の設定等を行う。	水防法第21条第2項

### 2 規制の実施

- (1) 町長は、警戒区域の設定について高槻警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 町長は、警戒区域を設定した場合、高槻警察署長に協力を要請して関係者以外の者に対して、警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。

### 3 警戒パトロールの実施

町長は、高槻警察署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに

に、可能な限り防犯、防火のための警戒パトロールを行う。

## 第3 避難誘導

### 1 避難路の確保

避難路については、住民にあらかじめ周知徹底するものとし、震災直後の避難においては、避難路の安全確認あるいは避難ルートの変更等を自主防災組織等の住民団体が行う。

### 2 避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、避難の勧告・指示（緊急）、誘導等必要な措置を講じる。特に、避難行動要支援者の避難誘導に関しては、府が示す指針に基づき、町が作成した「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき実施する。

#### (1) 自主避難

一時避難地への住民の避難は、自主避難を基本とする。

#### (2) 避難誘導

町長が避難の勧告又は指示（緊急）を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

ア 住民等の避難誘導は、町職員、消防団員等が高槻警察署員と連絡協力して行うものとするが、誘導に当たってはできるだけ自治会ごとの集団避難を行うものとし、傷病者、障害者、高齢者、幼児等の避難を優先する。

イ 誘導経路については、事前確認を行い、できるだけ安全な経路を選定する。

ウ 避難誘導による避難を原則とするが、身近に危険が迫った場合には、住民等は避難の勧告又は指示（緊急）を待たずにできるだけ集団であらかじめ定められた避難所又は広域避難地に避難する。

#### (3) 避難に当たっての留意点

避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

ア 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。

イ 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。

ウ 非常持出し品等は最小限にとどめる。

### 3 土砂災害のおそれのある区域内に立地する学校・社会福祉施設等の避難

土砂災害のおそれのある区域内に立地する学校・社会福祉施設等においては、地震により、土砂災害の危険性が高まったと判断される場合は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、迅速な避難を図る。

## 第10節 二次災害の防止

余震、地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などに備え、適切な二次災害防止対策を実施する。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
都市創造対策部都市整備課 都市創造対策部都市計画課 都市創造対策部にぎわい創造課	公共土木施設等の被害状況把握、応急復旧 ・他の管理者への通報 ・府への応援要請（総務対策部危機管理室経由） 建築物の被災状況把握 ・応急危険度判定調査 ・府への応援要請（総務対策部危機管理室経由） ため池の被害状況把握
総務対策部危機管理室	建築物への立入禁止等の措置 府への応援要請
消防対策部	危険物施設等の施設点検の要請、立入検査
危険物施設等の管理者	危険物施設等の必要な措置の実施

### 1 公共土木施設等

#### (1) 道路・橋梁

##### ア 被害状況の把握

都市創造対策部都市整備課は道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握する。  
また、危険箇所の早期発見に努める。

##### イ 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、総務対策部危機管理室又は都市創造対策部都市整備課を通じて当該道路管理者（大阪国道事務所、茨木土木事務所、西日本高速道路株式会社）に通報し、応急措置の実施を要請する。

##### ウ 道路交通の確保

危険箇所が発生した場合は、必要に応じ通行の禁止、速度制限等の交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保を図る。

##### エ 応急復旧

都市創造対策部都市整備課は、被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、町単独での道路の応急復旧が困難な場合は、総務対策部危機管理室を通じて国（大阪国道事務所）及び府（茨木土木事務所）に対し応援を要請する。

#### (2) 河川、水路、ため池等

##### ア 被害状況の把握

都市創造対策部都市整備課及びにぎわい創造課は、護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握する。

また、危険箇所の早期発見に努める。

##### イ 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や公共土木施設障害物等を発見した場合は、当該管理者等（茨木土

木事務所、北部農と緑の総合事務所、北部流域下水道事務所、ため池管理者)に通報し、応急措置の実施を要請する。

#### ウ 応急復旧

都市創造対策部都市整備課は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での道路の応急復旧が困難な場合は、府に対し応援を要請する。

#### (3) 土砂災害危険箇所等

都市創造対策部都市整備課は、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所・区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等の被害状況を調査・点検し、施設が被災した場合は、被害状況を把握するとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。必要に応じて応急措置を講じる。

なお、土砂災害危険箇所等の点検において、必要と認められる場合は府に斜面判定士の派遣を要請する。

#### (4) 避難及び立入制限

町は、府及び施設管理者と連携を図りながら、著しい被害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設、危険箇所への立入制限を実施する。

#### (5) 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

## 2 建築物

### (1) 公共建築物

都市創造対策部都市計画課は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

### (2) 民間建築物等

#### ア 民間建築物

二次災害防止のため、都市創造対策部都市計画課は、被害状況を府に報告するとともに、概括的被害情報等に基づき、被災建築物の被災建築物応急危険度判定を実施する。

また、関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

#### (ア) 応急危険度判定作業の準備

都市創造対策部都市計画課は、被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。

- ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- ② 被災建築物応急危険度判定士受入れ名簿の作成
- ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付
- ④ 被災建築物応急危険度判定士の宿泊場所、食事、車両の手配

#### (イ) 調査の体制

府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、必要に応じて町職員を含む判定チームを編成し、調査を行う。被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止を図る。

#### イ 宅地

都市創造対策部都市計画課は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の、

危険度判定を実施する。実施に当たって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止を図る。

### 3 危険物施設等の応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため消防対策部及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設、放射性物質を利用・保管する施設の各管理者に対し、施設の点検を実施するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

#### (1) 立入検査等

消防対策部及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

#### (2) 応急対策

消防対策部及び関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合、速やかに危険物施設等の管理者に対し、避難対策等、適切な措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

### 4 放射性物質

#### (1) 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

#### (2) 避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

## 第11節 地震水防応急対策

河川・水路又はため池の洪水、決壊、溢水による水害を防止し、被害を最小限に抑制するため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
総務対策部危機管理室	気象情報等の収集・伝達
都市創造対策部都市整備課	気象状況・災害発生状況の把握 水防資機材の調達 ・業者からの調達 堤防被害等の応急措置の実施
消防対策部	堤防被害等の応急措置の実施
施設管理者	水門・樋門等の操作 堤防被害等の応急措置の実施

#### 1 実施責任者

町長が所管する水防区域は、淀川右岸水防事務組合の所管する水防区域以外の町内全域とする。

水防活動は、淀川右岸水防事務組合と島本町水防管理者（町長）があたる。

河川名	淀川右岸水防事務組合	島本町
淀川	島本町江川一丁目水無瀬川合流点から島本町大字高浜、高槻市界に至る間 延長 1,824m	
水無瀬川	島本町広瀬二丁目府道西京高槻線水無瀬橋から島本町江川一丁目淀川合流点に至る間 延長 685m (右岸)	左岸 全流域 右岸 水無瀬橋から上流
その他の河川及び水路		全流域

#### 2 水門・樋門等の操作

水防管理者（町長）は、水門・樋門等の管理者と連絡を密にし、必要な場合は閉鎖して、以後、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

#### 3 緊急対応

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長（茨木土木事務所長、北部農と緑の総合事務所長）、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 水防管理者等は、避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

#### 4 応急措置

地震によって堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、必要な応急措置を講じる。

##### (1) 警戒区域の設定

水防管理者（町長）は水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し無用な者の立ち入

りを禁じ、又は制限する。

(2) 水防工法

水防作業は大阪府水防計画に定める工法によって実施する。

**5 資機材の調達**

資機材倉庫の資機材を優先的に活用し、それでもなお不足する場合は、現地調達又は協定業者等並びに茨木土木事務所からの調達を行う。

## 第12節 交通規制・緊急輸送活動

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保を図る。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
都市創造対策部都市整備課	交通状況・災害発生状況の把握 道路施設の点検 緊急交通路の啓開
総務対策部危機管理室 総務対策部総務・債権管理課 総合政策対策部コミュニティ推進課	緊急通行車両の確保 航空輸送の確保 広報
道路管理者	緊急交通路の選定
各部、関係機関	緊急輸送活動
府公安委員会	交通規制

## 第1 陸上輸送

### 1 緊急交通路の選定等

#### (1) 被害情報等の収集

都市創造対策部都市整備課、府、府警察及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」（国道171号）及び高速自動車国道等（名神高速道路）に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行う。

#### (2) 緊急交通路の選定

府警察（高槻警察署）は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、都市創造対策部都市整備課等と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

都市創造対策部都市整備課等は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

##### ア 道路施設の点検

都市創造対策部都市整備課及び道路管理者は、使用可能な道路を把握し、緊急交通路を選定するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

##### イ 府及び府警察への点検結果の報告

都市創造対策部都市整備課及び道路管理者は、道路施設点検の結果を府及び府警察に報告する。

#### ウ 緊急交通路の道路啓開

都市創造対策部都市整備課は、緊急交通路を確保するため、府警察、他の道路管理者及び協定業者等の協力を得て町道の道路啓開作業を行う。道路啓開に必要な重機（ショベル、ブルドーザー等）についても協定業者等から調達する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

#### (3) 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

## 2 緊急交通路の周知

### (1) 関係機関への連絡

総合政策対策部コミュニティ推進課は、町及び府、府警察（高槻警察署）並びに道路管理者と協議の上決定した緊急交通路について、各部、各機関に連絡する。また、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡する。

### (2) 住民への周知

総合政策対策部コミュニティ推進課は、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への広報を行い、周知徹底する。

## 3 輸送手段の確保

総務対策部総務・債権管理課は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用する他、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

### (1) 輸送車両等の確保

ア 町が所有する全ての車両は、総務対策部総務・債権管理課が集中管理を行う（ただし、消防本部、上下水道対策部の一部車両を除く。）。

イ 車両が不足する場合は、社団法人大阪府トラック協会等に協力を要請する。

### (2) 緊急通行車両の確認

#### ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに届出済証を提示して緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

#### イ 地震発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務対策部総務・債権管理課は民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を府公安委員会又は府危機管理室に持参し、緊急通行車両としての確認申請を行い標章等の交付を受ける。

### (3) 車両の運用

ア 車両の運用は、総務対策部総務・債権管理課が各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

- イ 総務対策部総務・債権管理課は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。
- ウ 緊急通行車両標章は車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

## 第2 航空輸送

### 1 輸送基地の確保

- (1) 総務対策部危機管理室は、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポート（淀川河川公園及び水無瀬川緑地公園）について、障害物の有無等、利用可能状況を把握する。
- (2) 総務対策部危機管理室は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の除去等を行い、臨時ヘリポートとしての整備を行う。
- (3) 総務対策部危機管理室は、府、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

### 2 ヘリコプターの支援要請

- (1) 支援要請の原則
  - 本部長は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の用務に該当する場合は、大阪市消防局または府を通じ府警察、自衛隊のヘリコプター派遣を要請する。
    - ア 緊急に人命救助を行う必要があるとき
    - イ 医薬品等の緊急物資を輸送する必要があるとき
    - ウ その他、本部長が緊急性を認めた場合
- (2) 支援要請手続き
  - ア 各部においてヘリコプターの支援を必要とする場合は、「要請に際し連絡すべき事項」を明らかにして、総務対策部危機管理室に要請する。
  - イ 総務対策部危機管理室は、本部長名をもって電話等による支援要請を行い、事後速やかに支援要請の書面を提出する。
- (3) 要請に際し連絡すべき事項
  - ア 支援を求める理由及び目的地
  - イ 現地責任者名
  - ウ 人命救助、緊急輸送等の内容
  - エ ヘリポートとの連絡方法等

## 第3 交通規制

府公安委員会、府警察とともに、災害応急活動に必要な交通規制・管制を実施する。

### 1 道路管理者による交通規制

高槻警察署との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

- (1) 交通規制の実施
  - 災害時において、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、高槻警察署と協議し、区間を定めて車両の通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 交通規制の標識等の設置
  - 車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

## 2 府公安委員会、府警察による交通規制

### (1) 交通規制の実施

次のような交通規制を実施する必要がある場合は、総務対策部危機管理室を通じて府公安委員会、府警察に対して交通規制の実施を要請する。

#### ア 人命救助、避難路確保等のための交通規制

地震発生直後において、人命救助等のため緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限を行う必要があると認める場合。

#### イ 緊急交通路確保のための交通規制

災害応急対策を実施するための人員、物資等の緊急輸送及び災害復旧のために緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限を行う必要があると認める場合。

### (2) 交通管制の実施

緊急交通路を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、広域的な交通管制を実施する。

### (3) 交通規制の標識等の設置

緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

#### 【交通規制の範囲及び実施責任者】

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 町長	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合。 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。	道路法 第46条第1項

区分	実施責任者	範囲	根拠法
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合。  道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合。	道路交通法 第6条第2項  道路交通法 第6条第4項

### 3 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、以下の必要な措置等を実施する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警 察 官	1. 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害となる車両 その他物件の移動等の措置を命ずることができる。 2. 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないときは、 移動等の措置をとり、やむを得ない限度において車両その他物 件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び 消防用緊急通行車両の通行確保のため、同様の措置を講ずる。	

### 4 相互連絡

総務対策部危機管理室は、高槻警察署と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に通知する。

### 5 広報

交通規制を実施する場合は、高槻警察署と連携して広く一般に周知する。

## 第13節 ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と二次災害防止対策を実施するとともに、必要な機能を確保する。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
上下水道対策部工務課	水道施設及び大沢地区特設水道施設被害状況の調査・把握、施設の緊急対応 下水道施設被害状況の調査・把握、施設の緊急対応
都市創造対策部環境課	ごみ処理施設被害状況の調査・把握、施設の緊急対応 高槻市エネルギーセンター分室被害状況の把握
総合政策対策部政策企画課	被害状況の把握
総務対策部危機管理室	府への報告
電気・ガス・通信事業者	ライフライン施設被害状況の調査・把握 ・施設の緊急対応 府への報告

#### 1 被害状況の把握

- (1) 上下水道対策部工務課は、地震が発生した場合には、速やかに所管施設の被害状況を調査し、総合政策対策部政策企画課に報告する。
- (2) 都市創造対策部環境課は、地震が発生した場合には、速やかに所管施設の被害状況を調査し、総合政策対策部政策企画課に報告する。
- (3) 総務対策部危機管理室は、電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

#### 2 府への報告

総務対策部危機管理室は、被害状況及び応急対策の状況を被災直後から必要に応じて随時、府に報告する。

#### 3 各事業者における対応

- (1) 水道施設
  - ア 上下水道対策部工務課は、水道施設及び大沢地区特設水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。
  - イ 必要に応じて、消防本部及び高槻警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。
- (2) 下水道施設
  - ア 上下水道対策部工務課は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。
  - イ 必要に応じて、消防本部及び高槻警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。
- (3) ごみ処理施設
  - ア 都市創造対策部環境課は、ごみ処理施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働停止又は制限を行う。
  - イ 必要に応じて、消防本部及び高槻警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(4) 電力供給施設

関西電力株式会社は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、地震の被害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれがあり、必要と認めた場合、又は、消防本部、府、高槻警察署から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置を講じるとともに、町、消防本部、府及び高槻警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(5) ガス供給施設

大阪ガス株式会社は、都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがある場合は、ブロック単位にガス供給停止等の危険防止措置を講じるとともに町、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

(6) 電気通信施設

西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、地震の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到によって交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通が困難になるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。また、応急回線の作成、網措置、災害伝言ダイヤルの提供（西日本電信電話株式会社）等を講じるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱う。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

## 第2章 応急復旧期の対策活動

### 第1節 被災者の生活支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、町及び府は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

府は、支援体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、町の体制整備を支援する。

### 第2節 住民等からの問い合わせ

必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、町、府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集を図る。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

### 第3節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

#### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
総合政策対策部政策企画課	施設被害状況の把握
総務対策部財政課	被害規模の算定
総務対策部危機管理室	災害救助法の適用手続き

#### 1 災害救助法の適用基準

人口が30,000人以上50,000人未満の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、60世帯以上に達した場合。

- (2) 府内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合において、町の滅失世帯の数が30世帯以上に達した場合。
- (3) 府内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合において、町の滅失世帯数が多数の場合。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令に定める特別の事情（注1）がある場合で、かつ、滅失世帯数が多数の場合。
- （注1）：特別の事情  
災害にかかった者にたいする食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準（注2）に該当するとき。
- （注2）：基準
1. 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数のものが、避難して継続的に救助を必要とすること
  2. 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること

## 2 滅失（罹災）世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

### 【滅失世帯の算定基準】

滅失住家	1世帯	=	全壊（全焼・流失）	住家	1世帯
滅失住家	1世帯	=	半壊（半焼）	住家	2世帯
滅失住家	1世帯	=	床上浸水、土砂の堆積によって 一時的に居住できない状態になった住家	3世帯	

（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

## 3 災害救助法の適用手続

- (1) 適用手続き  
町長は、町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告するとともに、災害救助法の適用について要請する。
- (2) 救助の程度、方法及び期間  
災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲は、「資料2-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりである。

## 4 救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があたることになっているが、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする（災害救助法第13条第1項）。

なお、上記により町長が行う事務のほか、町長は知事が行う救助を補助する。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができない

場合は、町長が自ら救助に着手する。

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- ア 受入れ施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（※現在は運用されていない。）
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 第4節 避難所の開設・管理等

災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、地震による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を開設する。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
教育こども対策部	避難所の点検、開設準備 避難所の開設・管理 避難所の集約・解消

#### 1 避難所の開設

避難受入れが必要な場合は、速やかに避難所を開設する。また、各鉄道の運行停止や高速道路の通行止めなどに伴って避難所を開設することが必要となる場合は、災害対策本部の指示により開設する。

##### (1) 避難所の開設基準

ア 震度5強以上を観測し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所の全てを開設することを基本とし、点検準備する。

イ 震度5弱以下の場合は、避難状況に応じて開設するものとし、点検準備する。

##### (2) 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難の勧告・指示（緊急）が発せられた場合

(イ) 避難の勧告・指示（緊急）は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

##### (3) 避難所開設の留意事項

学校施設については、体育館を避難所として開設するものとし、不足する場合は一般教室を利用する。

##### (4) 避難所の開設方法

ア 勤務時間内

教育こども対策部は、施設管理者、又は職員の派遣によって各避難所を開設する。

(ア) 震度5強以上を観測した場合、施設管理者は、速やかに施設を点検のうえ開設の用意をする。

(イ) 震度5弱以下の場合、施設管理者は、施設を点検し、開設に備える。

イ 勤務時間外

(ア) 勤務時間外においては、開錠担当職員等が開設するものとし、震度5強以上を観測した場合は、開錠担当職員は直ちにあらかじめ指定した各町立小学校に参集し、施設の解錠を行う。

(イ) 避難所開設の準備については、自主防災組織等地域団体の協力を得て行う。

(5) 臨時の避難所

ア 指定された避難所だけでは不足する場合

指定されている避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合は、他の公共及び民間の施設管理者や府に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう関係機関等に働きかける。

イ 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合

避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として開設する。

ウ 臨時避難所の開設

(ア) 臨時避難所を開設する場合は、教育こども対策部から職員を派遣するものとし、対応が困難な場合は、災害対策本部会議において、対応する対策部及び職員を定める。

(イ) 開設後は、指定避難所と同等に扱う。

(6) 関係機関への通知

総務対策部危機管理室は、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

(7) 避難所設置・維持の適否の検討

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

## 2 避難所の管理

「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織等を中心とした住民組織の協力を得て、避難者による自主的な運営を促す。

(1) 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の職員又は指名された者とする。

(2) 運営主体

避難所の管理責任者は、自主防災組織等を中心とした住民組織の協力を求めながら、避難所の運営を行う。

(3) 避難所の管理

ア 避難者収容記録簿の作成

管理責任者は、避難者名簿（カード）を配布・回収のうえ、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成する。

イ 食料、生活必需品等の調達・配布

管理責任者は、避難所で必要とする食料、生活必需品、その他物資の必要数量を把握し、教育こども対策部教育総務課に報告する。教育こども対策部教育総務課は、各避難所での必要数量を取りまとめた後、都市創造対策部にぎわい創造課に調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難所物品受払簿に記入のうえ、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

(4) 要配慮者への配慮

ア 管理責任者は、避難所を開設した場合、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

イ 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達は、教育こども対策部教育総務課を通じて都市創造対策部にぎわい創造課に要請する。

(5) プライバシー保護

管理責任者は、避難所生活の長期化等の状況に応じた、避難者のプライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮に留意する。

### 3 避難所の管理、運営の留意点

避難者による自主的な運営を促すとともに、避難所運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び避難所等で生活せず自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活し食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握を図る
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、次の把握に努め、必要な措置を講じる。
  - ア プライバシーの確保状況
  - イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度
  - ウ 洗濯等の頻度
  - エ 医師や看護師等による巡回の頻度
  - オ 暑さ・寒さ対策の必要性
  - カ ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態
- (7) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (9) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- (10) 避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。
- (11) 特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (12) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう定める。
- (13) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を図る。

### 4 避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

- (1) 管理責任者は、本部長から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。
- (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を総務対策部危機管理室に報告するとともに、施設管理者（学校長等）にも報告する。

### 5 避難所の早期解消のための取組等

府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提

供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、町は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、町、府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

## 第5節 広域一時滞在への対応

災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第6節 緊急物資の供給

被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等の供給を図る。

町は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、府及び協定業者等又は物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に対し、物資の調達を要請する。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
上下水道対策部業務課	給水計画の作成、応急給水 ・広域応援要請（総務対策部危機管理室経由）
上下水道対策部工務課	給水被害状況の把握
教育こども対策部教育総務課	食料供給対象者の把握 ・食料供給計画の作成 生活必需品供給対象者の把握 ・生活必需品供給計画の作成 物資等の供給・配布
都市創造対策部にぎわい創造課	食料の調達 生活必需品の調達
総務対策部危機管理室	広域応援要請等
総合政策対策部コミュニティ推進課	住民への広報

## 第1 給水活動

上下水道対策部業務課は、府と協力して速やかな給水に努める。

### 1 発災直後の応急給水

#### (1) 発災直後の情報の収集

上下水道対策部工務課は、発災直後、次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

ア 地震発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。

イ 大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、府及び町が協力して大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置するので、給水活動に必要な情報の収集等を行

う。

ウ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 広報

ア 応急給水を実施するにあたり、給水タンク積載車による給水場所、給水時間について広報車で広報を行う。

イ 災害規模が大きくなれば、広報車を巡回させる。

(3) 応援要請

町単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、総務対策部危機管理室を通じて府、他の市町村等に支援を要請する。

## 2 応急給水のシステム

(1) 目標量と応急給水の方法

ア 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

(ア) 浄水場から給水タンク積載車による運搬給水

(イ) 配水本管ないし配水支管の消火栓に設置する応急給水栓による給水

(ウ) 貯水槽による給水

(エ) ボトル水等の配布

(オ) 飲料水の水質検査の実施

(2) 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の要配慮者の施設には優先的に給水タンク積載車を配備するとともに、応急給水栓をそれらの近くに設置する。

(3) 応急給水拠点の確保

ア 応急給水拠点

発災直後は浄水場、配水池を応急給水拠点とし、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、応急給水拠点を増設する。

イ 応急給水拠点が被災した場合

浄水場、配水池が被災した場合は、給水タンク積載車を応急給水拠点とする。

(4) 家庭用水の供給等

上下水道対策部業務課は、府の指示に基づき速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実情に応じた方法によって行う。

## 3 住民への広報

(1) 手段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、住民が最も必要とする情報の一つであり、住民の給水に対する協力を得たり、不安を和らげるためにも、情報提供を積極的かつきめ細かく行う必要がある。

そのためには、次の手段等の活用を図る。

ア 広報車

イ 町広報誌（災害情報）

ウ マスコミ（テレビ、新聞、ラジオ等）

エ 自治会

オ インターネット等

(2) 情報提供

- ア マスコミに対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する（頻度と時刻は適宜定める。）。
- イ 外国人向けの情報伝達として、通訳、ボランティアによる災害情報の配布を実施する。
- ウ 住民に対し、自治会や避難場所での広報を通じ、水使用上の注意点、節水の必要性等を広報する。

## 第2 食料の供給等

教育こども対策部教育総務課は、府及び協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

### 1 食料の供給

(1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 旅行者等で他に食料を得る手段のない者

(2) 供給する食料の内容

供給する食料は、地震発生直後はアルファ化米等の備蓄食料とし、その後は弁当等調理済食品を基本とする。

(3) 供給方法

- ア 教育こども対策部教育総務課は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 供給計画に基づき、備蓄食料や協定業者等からの調達によって確保供給する。
- ウ 避難所等での配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等が実施するよう支援する。

(4) 食料の調達・搬送

都市創造対策部にぎわい創造課は、関係部と密接な連携を図りながら食料の調達・搬送を実施する。

- ア 備蓄食料  
備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。
- イ 調達食料  
協定業者から調達する。
- ウ 調達食料の搬送  
調達食料については、原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

### 2 炊き出し

食料の供給ができない場合、教育こども対策部教育総務課は炊き出しの手配を行う。

(1) 炊き出しの方法

- ア 炊き出しは、避難所内の自治組織、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て実施する。
- イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。
- ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、総務対策部危機管理室が関係部局との調整のうえ受入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、小学校の調理室、中学校の家庭科教室等を利用して実施する。なお給食調理

施設が利用できない場合、又は調理施設のない避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

### 3 応援要請

町単独で十分な食料の供給を実施することが困難な場合は、総務対策部危機管理室を通じて府に支援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）に応援要請した場合は、府に報告する。

## 第3 生活必需品の供給等

府及び協定業者等の協力のもと、生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

### 1 生活必需品の供給

#### (1) 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

#### (2) 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ タオル、石鹸等の日用品
- ウ ほ乳瓶
- エ 衛生用品
- オ 炊事道具、食器類
- カ 光熱用品
- キ 医薬品等
- ク 要援護高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

#### (3) 供給方法

- ア 教育こども対策部教育総務課は、生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 都市創造対策部にぎわい創造課は、供給計画に基づき、備蓄品や協定業者等からの調達によって確保し、教育こども対策部教育総務課が供給する。
- ウ 避難所等での配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

### 2 生活必需品の調達・搬送

都市創造対策部にぎわい創造課は、関係各部と密接な連携を図りながら、生活必需品の調達・搬送を実施する。

#### (1) 生活必需品の調達

- ア 備蓄品  
備蓄の毛布等を備蓄場所から搬出して避難所等へ配布する。
- イ 調達品
  - (ア) 協定業者から調達する。
  - (イ) 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。
  - (ウ) 町において生活必需品の調達が困難な場合は、知事に要請する。

#### (2) 生活必需品の搬送

調達品については、原則として協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

### 3 応援要請

町単独で十分な生活必需品の供給を実施することが困難な場合は、総務対策部危機管理室を通じて府に支援を要請する。他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

## 第7節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
都市創造対策部環境課	住居等の消毒の指導
健康福祉対策部いきいき健康課	食品衛生管理の保健所活動への協力 感染症患者発見の場合の保健所への通報 被災者の健康状態、栄養状態の把握 ・巡回相談・健康相談・栄養相談
総務対策部危機管理室	保健所を通じた府への報告
保健所	避難所の食品取扱い指導 食品営業施設の指導 食中毒の調査 避難所等における保健衛生対策への支援 こころの健康相談対応

## 第1 防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

### 1 町で行う防疫活動

(1) 都市創造対策部環境課は、府の指導、指示により次の防疫活動を実施する。

- ア 消毒措置の実施
- イ ねずみ族、昆虫の駆除
- ウ 避難所等の防疫指導
- エ 衛生教育及び広報活動

(2) いきいき健康課は、府の指導、指示により次の防疫活動を実施する。

- ア 臨時予防接種の実施

### 2 薬品の調達、確保

防疫活動の実施に必要な薬品を調達、確保する。

### 3 府への協力要請

町は、単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、府に協力を要請する。

#### 4 その他必要な措置

感染症法に基づき、府の指示を受け、必要な措置を行う。

#### 5 報告

保健所を経由して府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

#### 6 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務対策部危機管理室及び保健所を経て府に提出する。

## 第2 食品衛生管理

健康福祉対策部いきいき健康課は、衛生上の徹底を推進する。

### 1 食中毒の防止

- (1) 物資集積拠点において、食品衛生監視員による衛生状態監視、指導に努める。
- (2) 避難所において、保健所と連携し、食品の取扱い状況や容器の消毒等についての調査、指導に努める。
- (3) 保健所は、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合は、改善を指導する。

### 2 食中毒発生時の対応方法

健康福祉対策部いきいき健康課は、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止を図る。

## 第3 被災者の健康維持活動

健康福祉対策部いきいき健康課は、府と協力して被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動に努める。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

### 1 健康相談等

健康福祉対策部いきいき健康課は、保健所と連携して震災時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

#### (1) 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

#### (2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

- (3) 在宅療養者への指導  
高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

## 2 心の健康相談等

健康福祉対策部福祉推進課は、保健所が実施するところの健康相談対応に協力する。

# 第4 動物保護等の実施

町及び府並びに関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

## 1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

## 2 避難所における動物の適正な飼育

府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。

- (1) 都市創造対策部環境課は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。

## 3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに町、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

# 第5 保健衛生活動における連携体制の整備

町は、府と連携し、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備を図る。

府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行う。

## 第8節 避難行動要支援者への支援

被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握を把握するとともに、継続した支援活動を実施する。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
健康福祉対策部福祉推進課 健康福祉対策部いきいき健康課	要援護者の安否・状況確認 在宅福祉サービスの継続的提供 避難所等への介護要員等の派遣 施設への緊急入所等
教育こども対策部子育て支援課	要保護乳幼児・児童の早期発見 乳幼児・児童の保護 心のケア対策

### 1 避難行動要支援者の被災状況の把握

#### (1) 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

ア 健康福祉対策部福祉推進課、保険課及びいきいき健康課は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員児童委員、地域住民、自主防災組織、島本町社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅要援護高齢者、障害者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、教育こども対策部子育て支援課は、保護者を失う等の要保護乳幼児・児童の早期発見、保護に努める。

イ 健康福祉対策部福祉推進課、保険課及びいきいき健康課は、府と連携して町内の社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況等の把握に努める。

#### (2) 福祉ニーズの把握

健康福祉対策部福祉推進課及びいきいき健康課は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

### 2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、情報の提供についても、十分配慮する。

#### (1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア 健康福祉対策部福祉推進課、保険課及びいきいき健康課は、被災した避難行動要支援者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ デイサービスセンター等の社会福祉施設の再開を支援し、避難行動要支援者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

ウ 教育こども対策部子育て支援課は、被災した乳幼児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

(2) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町及び府は、被災により、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

(3) 避難所等への介護要員等の派遣

健康福祉対策部福祉推進課、保険課及びいきいき健康課は、避難行動要支援者が避難する避難所及び福祉避難所に、介護要員を派遣し、必要な福祉サービスを提供する。

(4) 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスに関する情報提供を行う。

## 第9節 社会秩序の維持

流言飛語の防止を図るなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
総務対策部危機管理室	警備活動の要請
都市創造対策部にぎわい創造課	物価の把握・府への指導要請
総合政策対策部コミュニティ推進課	消費者への物価の実態に関する情報提供
高槻警察署	警備活動
自主防災組織	防犯パトロール

#### 1 住民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

#### 2 警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動が実施されるよう高槻警察署に要請する。

- (1) 高槻警察署は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- (2) 自治会や自主防災組織は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

#### 3 暴力団排除活動の徹底

暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底を図る。

#### 4 物価の安定及び物資の安定供給

都市創造対策部にぎわい創造課は、物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、府と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

##### (1) 物価の把握

###### ア 物価把握

本部及び相談窓口等に寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集を実施する。

###### イ 府への要請

府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

(2) 消費者情報の提供

消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

(3) 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

**5 災害緊急事態布告時の対応**

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民は、これに応ずるよう努める。

## 第10節 ライフラインの応急対策

被害を受けたライフライン施設について速やかに応急復旧を進め、応急供給を実施する。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
上下水道対策部工務課	上下水道施設及び大沢地区特設水道施設の施設緊急対応の実施、施設応急復旧対策の実施
都市創造対策部環境課	ごみ処理施設の施設緊急対応の実施、施設応急復旧対策の実施
総合政策対策部コミュニティ推進課	復旧情報等の住民への広報
電気、ガス、通信事業者	施設緊急対応の実施、施設応急復旧対策の実施 住民への広報

### 1 水道

#### (1) 活動体制

大阪府域で震度5弱以上を観測した場合は、大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部が設置されるので、連絡を密にし、必要に応じて支援を要請する。

飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保するものとし、なお十分な対応が出来ない場合は、大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づく応援要請や、府、他の市町村、水道関係業者、自衛隊等に応援を要請する。

#### (2) 応急復旧対策

##### ア 資機材等の確保

上下水道対策部工務課は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

##### イ 応急復旧

上下水道対策部工務課は、医療施設、社会福祉施設等への給水を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消を図る。

#### (3) 広報

上下水道対策部工務課は、総合政策対策部コミュニティ推進課に水道施設及び大沢地区特設水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供し、総合政策対策部コミュニティ推進課は、住民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動を実施する。また、住民に節水を呼びかける。水道施設及び大沢地区特設水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報を実施する。

### 2 下水道

#### (1) 活動体制

上下水道対策部工務課は、保有する資機材等で応急復旧を実施するが、必要に応じて府、関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

#### (2) 応急復旧対策

##### ア 資機材等の確保

応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

イ 応急復旧

下水道施設の被害状況を迅速に調査し、下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

ウ 広報

上下水道対策部工務課は、総合政策対策部コミュニティ推進課に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。総合政策対策部コミュニティ推進課は、住民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動を実施する。

### 3 ごみ処理施設

(1) 活動体制

都市創造対策部環境課は、保有する資機材等で応急復旧を実施するが、必要に応じ府、他の市町村、関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

(2) 応急復旧対策

ア 資機材等の確保

応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

イ 応急復旧

ごみ処理施設の被害状況を迅速に調査し、ごみ処理施設等の応急復旧を実施するとともにごみ収集作業に支障がないように収集車両等の確保・点検措置を講じる。

ウ 広報

都市創造対策部環境課は、総合政策対策部コミュニティ推進課にごみ処理施設の被害状況、応急復旧見込等の情報提供を行う。総合政策対策部コミュニティ推進課は、住民に対して収集業務の中止状況、臨時収集方法等についての広報活動を実施する。

### 4 し尿収集

(1) 応急復旧対策

ア 応急復旧

し尿収集作業に支障がないように収集車両等の確保・点検措置を講じる。また、高槻市エネルギーセンター分室の稼働状況を確認する。

イ 広報

都市創造対策部環境課は、総合政策対策部コミュニティ推進課に高槻市エネルギーセンター分室の被害状況、応急復旧見込等の情報提供を行う。総合政策対策部コミュニティ推進課は、住民に対して収集業務の中止状況、復旧状況等についての広報活動を実施する。

### 5 電力（関西電力(株)）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレ

一カを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。  
イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

## 6 ガス（大阪ガス(株)）

### (1) 応急復旧対策

- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス供給者からの応援を受ける。
- エ 被害箇所での修繕を行い、安全を確保した上で、ガスの供給を再開する。

### (2) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、情報機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

## 7 電気通信

### (1) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

### (2) 設備の応急対策

- ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 応急復旧に当たっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

### (3) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

## 第11節 交通の機能確保

鉄軌道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
都市創造対策部都市整備課	道路の被災状況の把握 応急復旧
総合政策対策部コミュニティ推進課	復旧情報等の広報
鉄軌道管理者	鉄軌道施設の被災状況の把握 応急復旧 ・住民への広報

#### 1 鉄軌道施設の応急復旧

##### (1) 活動体制

各鉄軌道施設管理者は、地震が発生した場合、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

##### (2) 応急復旧対策

各鉄軌道施設管理者は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

##### (3) 広報

各鉄軌道施設管理者は、総合政策対策部コミュニティ推進課に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、住民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

#### 2 道路の応急復旧等

##### (1) 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路から順次修繕を行う。

##### (2) 応急復旧対策

###### ア 道路・橋梁等の被災状況の把握及び応急復旧の検討

都市創造対策部都市整備課は、被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

###### イ 応急復旧工事

都市創造対策部都市整備課は、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を協定業者等の協力によって実施する。

###### ウ 道路上の障害物の除去及び処理

都市創造対策部都市整備課は、緊急通行車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

###### エ 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集

都市創造対策部都市整備課及び総合政策対策部コミュニティ推進課並びに府、西日本高

速道路株式会社、高槻警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

オ 代替ルートの確保等

道路・橋梁等の被災により通行不能となった道路については、代替ルートの確保を図る。

カ 通行の禁止・制限、交通混乱の防止等

緊急交通路等の主要な道路においては、災害応急対策活動の円滑な実施を図るために、必要に応じて通行の禁止・制限等による交通混乱の防止を図る。

(3) 広報

都市創造対策部都市整備課は、総合政策対策部コミュニティ推進課に緊急交通路、交通規制対象路線等の情報を提供する。総合政策対策部コミュニティ推進課は、住民に対して広報活動を実施する。

## 第12節 農林関係応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、農林畜産施設の被害の発生を防ぎよし、又は被害の拡大を防止することを目的とする。

### ●主たる業務の担当

業 務 担 当	業 務 内 容
都市創造対策部にぎわい創造課	農林施設等の被害の調査 農林施設等の応急対策の指示 ・農作物応急対策の実施 ・畜産応急対策の実施 ・林産物応急対策の実施

#### 1 農林施設等の応急対策

##### (1) 公共施設の応急対策

農道、堤防、用排水路、ため池、頭首工、揚排水機、林道、治山施設等が被災した場合、被害の調査を早急を実施する。また、これらの施設に被害のおそれがある場合は、その箇所の補強工事を至急実施するよう指導する。

##### (2) 共同利用施設の応急対策

作業場、倉庫、洗場、集荷場が被災したときは、被害の調査を早急を実施し、必要な補強工事等を至急実施するよう指導する。

#### 2 農作物応急対策

##### (1) 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止めるため、都市創造対策部にぎわい創造課は、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、必要に応じ、大阪府及び農林技術センター等試験研究機関に指導、援助を要請する。

##### (2) 種子もみ及び園芸種子の確保のあっせん

都市創造対策部にぎわい創造課は、必要に応じて、大阪府に対して、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんを依頼し確保を図る。

##### (3) 病害虫の防除

都市創造対策部にぎわい創造課は、大阪府北部農と緑の総合事務所、大阪府環境農林水産部農政室推進課害虫防除グループ等と協力して、被災した農作物の各種病害虫の防除指導を行う。

#### 3 畜産応急対策

都市創造対策部にぎわい創造課は、大阪府家畜保健衛生所と協力して、災害時において、家畜伝染病の予防とまん延の防止に留意し、家畜損耗の未然防止を図る。

#### 4 林産物応急対策

都市創造対策部にぎわい創造課は、災害時において、林産物の被害を軽減するため、山林種苗の供給、病害虫の防除を図る。

## 第13節 住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
都市創造対策部都市計画課	被害状況の把握 住家等被災判定調査 住居障害物の除去 町管理施設の応急対策 被災住宅の応急修理
総務対策部危機管理室	みなし応急仮設住宅制度の活用 公営住宅等の一時使用の要請 応急仮設住宅の建設要請

#### 1 住家等被災判定の実施

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

##### (1) 判定会議

###### ア 役割

総務対策部危機管理室は、都市創造対策部都市計画課の協力を得て判定会議を招集し、調査・判定の方針を定める。

###### イ 構成員

構 成 員
総務対策部危機管理室、都市創造対策部都市計画課のうち指名された者

##### (2) 現地調査の実施

###### ア 第一次調査

町内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

###### イ 第二次調査

第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。

##### (3) 調査方法

ア 第一次調査の段階から、あらかじめ住民に調査を行う旨（地区、日程）の広報を実施し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

イ 第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会の上で立入調査を実施する。

##### (4) 被害の認定基準

【第1章「初動期の応急活動」第3節「情報の収集・伝達」第3「詳細被害状況の把握」参照】

## 2 住居障害物の除去

### (1) 除去の対象者

- ア がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている者
- イ 自らの資力をもってしては除去できない者

### (2) 除去作業

- ア 府は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。ただし、必要に応じ、町に委任することができる。
- イ 府は、町に委任した場合、障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。
- ウ 都市創造対策部都市計画課は、協定業者等の協力のもとに除去作業を実施する。
- エ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

### (3) 応援要請

協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、総務対策部危機管理室を通じ府へ要請する。

## 3 被災住宅の応急修理

府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

### (1) 応急修理の対象者

- ア 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活ができない者
- イ 自らの資力をもってしては応急修理ができない者（詳細については、知事が決定する。）

### (2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

### (3) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1か月以内に完了する。

## 4 被災家屋の解体

被災者の経済的負担の軽減を図るため、国が特別の措置を講じ、解体・除去等を公費で実施する場合は、都市創造対策部都市計画課は府と協議の上、解体を実施する。

## 5 応急仮設住宅の供与

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、町と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。ただし、府は、必要に応じ、町に委任することができる。

- (1) 建設型仮設住宅の管理は、町の協力を求めて行う。
- (2) 町と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (3) 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (4) 高齢者、障害者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。

なお、府から委任された場合は、都市創造対策部都市計画課は、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

(1) 入居対象者

- ア 住家が全壊（全焼・流失）した者
- イ 居住する家がない者
- ウ 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者

(2) 応急仮設住宅建設用地

都市創造対策部都市計画課は、応急仮設住宅建設用地を次の順位にしたがって決定する。

- ア 水無瀬川緑地公園
- イ 小・中学校の運動場
- ウ 民間の遊休地

(3) 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(4) 応急仮設住宅の管理

町は、府から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を支援するとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(5) 高齢者・障害者等への配慮

町は、必要に応じて、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう府に要請する。

## 6 みなし応急仮設住宅制度の活用

総務対策部危機管理室は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（借上型仮設住宅）を積極的に活用する。

## 7 公営住宅等の一時使用

総務対策部危機管理室は、建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・町営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

## 8 町が管理する施設の応急対策

町管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

(1) 応急措置が可能なもの

- ア 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- イ 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ウ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡をとり、実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

- ア 被害の防止措置を重点的に講じる。
- イ 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

## 9 住宅に関する相談窓口の設置

応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置するとともに、府と連携を図り、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制の組織化を図る。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、府と協同で貸主団体及び不動産業団体への協力要請等適切な措置をとる。

## 第14節 応急教育等

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
教育こども対策部教育総務課 教育こども対策部教育推進課	施設被災状況の把握 ・施設応急復旧 ・応急仮設校舎の建設 ・公共施設等の臨時教室確保 教職員被災状況の把握 ・教員等の確保 ・応急教育の実施 児童生徒被災状況の把握 ・学用品支給 ・身体と心の健康管理
教育こども対策部生涯学習課	生涯学習施設応急対策、文化財応急対策 施設被災状況の把握、施設応急復旧

#### 1 学校、幼稚園・保育所（園）等の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

- (1) 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。
- (2) 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- (3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。
- (4) 上記のとおり被災施設の応急復旧を図るほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
  - ア 隣接校等との協議、調整を行い教室を確保する。
  - イ 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。
- (5) 学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

#### 2 応急教育の実施

##### (1) 応急教育の区分

教育こども対策部教育総務課は、災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の、罹災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- ア 臨時休校
- イ 短縮授業
- ウ 二部授業
- エ 分散授業

- オ 複式授業
- カ 上記の併用授業
- (2) 教育実施者の確保  
教育委員会は、教員の被災等によって通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。
  - ア 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
  - イ 幼稚園については、助教諭、臨時講師を任用する。
  - ウ 小中学校については、府教育委員会と協議し、必要な措置をとる。

### 3 学校給食の措置

教育こども対策部教育総務課は、災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

### 4 就学援助等

府教育委員会及び町教育委員会は、被災により就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助する。

- (1) 町教育委員会は、町立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について、必要な措置を講ずる。
- (2) 私立学校に通う児童生徒については、就学援助を行うよう府に要請する。

### 5 学用品等の支給

教育こども対策部教育総務課は、学用品等の支給を、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

### 6 園児・児童・生徒の健康管理等

教育こども対策部教育総務課は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、茨木保健所等と連携して臨時健康診断、カウンセリング、電話相談等を実施する。

### 7 生涯学習施設等の管理及び応急対策

生涯学習施設等の管理者は、人命の安全確保と施設の管理を実施する。

- (1) 施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- (2) 施設利用者の来館時においては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止を図る。

- (3) 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

## 8 文化財対策

教育こども対策部生涯学習課は、文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

- (1) 教育こども対策部生涯学習課は、地震発生後直ちに町内の文化財の被害について調査する。
- (2) 教育こども対策部生涯学習課は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護を図る。
- (3) 指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を町教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。府教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会を經由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

## 第15節 遺体の収容・処理、火葬等

関係機関と連携のうえ、遺体の収容・処理火葬等について、必要な措置を講じる。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
健康福祉対策部福祉推進課	救護所、病院等医療機関との連絡等 遺体の収容・処理・火葬等の実施 ・遺体安置所の指定、確保 ・ドライアイス、柩等の手配、火葬場の確保 ・遺体の搬送 ・火葬 ・遺体の引渡し ・遺骨の引渡し
健康福祉対策部住民課	火葬許可証の発行
消防対策部	死者・行方不明者の発生状況の把握 救出・救助活動
高槻警察署	死者・行方不明者の発生状況の把握 遺体の早期収容 遺体の搬送 遺体の検視（死体調査）、身元確認
医療救護班	遺体の検案

### 1 遺体の収容

#### (1) 遺体を発見した場合の措置

- ア 遺体を発見した場合、発見者は速やかに高槻警察署に連絡する。
- イ 高槻警察署は、遺体検視（死体調査）その他所要の処理を行った後、関係者（遺族）に引き渡す。
- ウ 災害に関連して亡くなった可能性がある者の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

#### (2) 遺体の収容

- ア 遺体安置所  
 遺体の安置所は、公共施設等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。
  - (ア) 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
  - (イ) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
  - (ウ) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
  - (エ) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。

(オ) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

イ 収容

警察官の検視（死体調査）及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所へ搬送し収容する。

(3) 身元不明の遺体の措置

身元不明の遺体については、高槻警察署、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

## 2 遺体の処理

健康福祉対策部福祉推進課は、遺族が遺体の処理を行うことが困難もしくは不可能である場合は、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

(1) 遺体の処理方法

ア 資機材等や車両の調達

(ア) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

(ウ) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。

(エ) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。

イ 遺体の身元確認

(ア) 遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

(イ) 身元が判明しない遺体については、高槻警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

ウ 遺体の引取り

(ア) 身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。

(イ) 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(2) 遺体処理のための書類

遺体処理に当たっては次の書類を整理する。

ア 遺体処理台帳

イ 遺体処理支出関係書類

(3) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケア

遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

## 3 遺体の火葬等

健康福祉対策部福祉推進課は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の火葬を行う。火葬場の耐震化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。

(1) 遺体の火葬等の方法

ア 対象者は、災害の際死亡した者とする。

イ 府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。

ウ 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用し、総務対策部危機管理室が確保する。

(2) 火葬に関する書類

火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

ア 火葬台帳

イ 火葬支出関係書類

4 府への応援要請

総務対策部危機管理室は、町自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

## 第16節 廃棄物の処理

し尿、ごみ、災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

### ●主たる業務の担当

#### 【し尿収集】

業務担当	業務内容
都市創造対策部環境課	被害状況把握 仮設トイレ設置計画 ・仮設トイレ調達 ・仮設トイレ設置管理 ・し尿収集
総務対策部危機管理室 都市創造対策部環境課	広域応援要請

#### 【ごみ処理】

業務担当	業務内容
都市創造対策部環境課	処理施設被災状況把握 ・臨時集積地確保 施設の応急復旧・稼働 ごみ収集見込み量の把握 ・分別収集
総務対策部危機管理室 都市創造対策部環境課	広域応援要請

#### 【がれき処理】

業務担当	業務内容
都市創造対策部都市計画課 都市創造対策部都市整備課	発生量の把握 ・がれき収集処理 臨時集積場確保 ・がれき処理
総務対策部危機管理室 都市創造対策部環境課	広域応援要請

#### 【死亡獣畜】

業務担当	業務内容
都市創造対策部環境課	発生状況把握 ・死亡獣畜の収集処理

#### 【環境保全対策】

業務担当	業務内容
都市創造対策部 環境課	有害物質緊急汚染源調査 ・汚染防止対策の指導 大気・水環境調査
都市創造対策部都市整備課	建築物等の被災・解体、がれき搬出等における飛散防止対策

## 1 し尿処理

### (1) 初期対応

都市創造対策部環境課は仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

ア 水道・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ 高槻市エネルギーセンター分室の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ 避難所である小・中学校及び水無瀬川緑地公園に設置されている災害用マンホールトイレの使用を開始する。

エ 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

### (2) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

(ア) 仮設トイレ設置箇所数：5箇所／1,000世帯

(イ) 仮設トイレ設置台数：1台／100人

イ 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務対策部危機管理室を通じ府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

(ア) トイレトーパー

(イ) 清掃用品

(ウ) 屋外設置時の照明施設

ウ 仮設トイレの設置

(ア) 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

(イ) 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関西電力株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

エ 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間。

### (3) 仮設トイレの管理

都市創造対策部環境課は、関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

ア 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持を図る。

イ し尿収集業者、浄化槽清掃業者等に委託し、くみ取りを行う。

ウ 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

### (4) 処理

都市創造対策部環境課は、高槻市エネルギーセンター分室の被害状況に応じて速やかにし尿の収集・処理の体制を確定する。

### (5) 応援要請

都市創造対策部環境課は、町単独でし尿の収集が困難な場合は、必要に応じ総務対策部危機管理室を通じて府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

## 2 ごみ処理

### (1) 初期対応

都市創造対策部環境課は、ごみ処理に必要となる情報を把握する。

ア 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ ごみ収集事業者の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) ごみ処理対策

都市創造対策部環境課は、災害にともない発生したごみを、なるべく早く収集・処分するよう努める。

ア 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。

イ 塵芥等の収集及び処理

塵芥等については、積換所及び分別所を経て埋め立て、若しくは焼却する。

(3) ごみ収集方法

ア 都市創造対策部環境課は、防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い可燃ごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

イ 都市創造対策部環境課は、処理施設等の被害状況に応じ、ごみの分別方法を定め、すみやかに総合政策対策部コミュニティ推進課を通じて住民へ広報する。

(4) 処理

ア 処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。

イ 処理施設での処理能力を上回る大量ごみが発生した場合、または、周辺の環境に留意し、公有地等を臨時集積地として利用するとともに、処理施設が被災し、処理出来ない場合は、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づき、応援を要請する。

ウ ごみ収集業者の被災等により搬出可能な場合は、殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積地、収集場所等の衛生状態を保持する。

(5) 応援要請

都市創造対策部環境課は、ごみの収集及び協定に基づく処理が困難な場合は、必要に応じ総務対策部危機管理室を通じて府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

### 3 災害廃棄物等処理

(1) 初期対応

関係各部及び関係機関は災害廃棄物処理計画（案）に基づき情報の把握及び応急対策を実施する。

ア 災害廃棄物等の種類などを勘案し、発生量を把握する。

イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2) 住宅関連の災害廃棄物等処理

都市創造対策部都市計画課及び都市整備課は、住家及びその周辺に発生した災害廃棄物等を、速やかに処理するため、特に、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(3) 公共施設上の災害廃棄物等処理

ア 主要道路上の災害廃棄物等処理

都市創造対策部都市整備課は、震災時における道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている災害廃棄物等を発見した場合はその旨道路管理者に通報する。道路管理者はがれきを除去・処理する。

イ 河川関係のがれき処理

都市創造対策部都市整備課は、災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行い、橋脚、暗渠流入口等につかえる災害廃棄物等を発見した場合はその旨河川管理者に通報する。河川管理者は災害廃棄物等を除去・処理する。

- ウ 鉄軌道上の災害廃棄物等の処理  
各鉄軌道施設管理者は、鉄軌道上のがれきを除去・処理する。
- (4) 災害廃棄物等処理上の留意事項  
災害廃棄物等の除去・処理を実施するに当たっては、次の点について十分留意する。
  - ア 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
  - イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
  - ウ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルを行い、最終処分量の低減を図る。
  - エ アスベスト等有害な災害廃棄物等については、専門業者に処理を委託し、住民の健康管理に十分配慮する。
- (5) 除去した災害廃棄物等の処理
  - ア 多量の災害廃棄物等が発生した場合は、公共地等を臨時集積地として選定する。
  - イ 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、可能な限り不燃、可燃等に分別して、臨時集積地へ直接搬送する。  
なお、アスベスト等有害ゴミについては、専門業者によって処理する。
  - ウ 可燃物で再使用不能のものは、都市創造対策部環境課において焼却する。
  - エ 臨時集積地では、可能な限り分別を行い、最終処分の円滑化を図る。
- (6) 応援要請  
都市創造対策部環境課は、町単独で災害廃棄物等の除去・処理が困難な場合は、必要に応じて総務対策部危機管理室を通じて府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

#### 4 死亡獣畜対策

- (1) 初期対応  
死亡獣畜の発生状況を把握する。
- (2) 死亡獣畜の処理
  - ア 処理責任者  
災害によって死亡し、放置された獣畜等は、都市創造対策部環境課が収集・処理を行う。
  - イ 処理方法
    - (ア) 都市創造対策部環境課は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集し、消毒その他の衛生処理を行う。
    - (イ) 収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。

#### 5 環境保全対策

- (1) 初期対応  
都市創造対策部環境課は、被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。  
また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。
- (2) 大気・水の監視  
地震が発生した場合の環境調査についてその都度、国・府・関係機関等と協議して決める。
- (3) 建築物の被災又は解体に伴う対策
  - ア 粉塵飛散防止対策  
都市創造対策部環境課は、都市創造対策部都市整備課と協力して、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

イ アスベスト飛散防止対策

(ア) 解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

(イ) 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

a 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの補修対策を実施する。

b 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化又は散水の実施のうえで作業を行う。

c 全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

(ウ) 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

ウ がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

## 第17節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
健康福祉対策部福祉推進課 島本町社会福祉協議会	ボランティア窓口の設置 ボランティアの受入れ ボランティアの活動支援

#### 1 ボランティアの受入れ

町、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、島本町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

##### (1) ボランティアの受入れ

健康福祉対策部福祉推進課は島本町社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

##### (2) 活動支援

###### ア 必要資機材、活動拠点の提供

健康福祉対策部福祉推進課は、島本町社会福祉協議会の要請に基づき、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

###### イ 災害情報の提供

健康福祉対策部福祉推進課は、ボランティア関係団体に対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等ボランティア活動を円滑に行う上での必要な情報を提供する。

#### 2 海外からの支援の受入れ

##### (1) 連絡調整

海外からの支援については基本的に国において推進されることから、府と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

##### (2) 支援の受入れ

ア 町及び府は、次のことを確認の上受入れ準備を行う。

(ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

(イ) 被災地のニーズと受入れ体制

イ 町及び府は、必要に応じて以下の活動支援を行う。

(ア) 案内者、通訳等の確保

(イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

### 3 日本郵便株式会社（山崎郵便局）の援護対策等

日本郵便株式会社（山崎郵便局）は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

## 第18節 義援金・救援物資の受入れ等

### ●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
健康福祉対策部福祉推進課	義援金の受入れ 義援金の配分 救援物資の受け付け、配分

#### 1 義援金の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

##### (1) 受入れ

健康福祉対策部福祉推進課は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

##### (2) 配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。なお、委員会の構成は次のとおりである。

構 成 員
本部長、副本部長、本部員

イ 健康福祉対策部福祉推進課は、定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

#### 2 救援物資の受入れ及び配分

##### (1) 受入れ

ア 健康福祉対策部福祉推進課は、町役場等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。

イ 義援物資の募集に際し又は、電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は申し出人の善意に十分配慮し次のことにも配慮いただくよう要請する。

##### (ア) 受入れ品目の限定

- ① 必要とする物資
- ② 不要である物資
- ③ 当面必要でない物資

##### (イ) 義援物資送付の際の留意事項

被災地支援に資する義援物資等の送付に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等を実施する。

- ① 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること
- ② 複数の品目を梱包しないこと
- ③ 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること
- ④ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること
- ⑤ 腐敗する食料は避け、可能な限り義援金としてお願いすること

##### (2) 救援物資の配分

救援物資の配分については避難行動要支援者を優先し、健康福祉対策部福祉推進課が実施する。

##### (3) 救援物資の搬送

ア 府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、健康福祉対策部福祉推進課の管理のもと、ボランティアの協力を得て実施する。

## 第3章 東海地震の警戒宣言に伴う対策

### 第1節 総則

#### 第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

#### 第2 基本方針

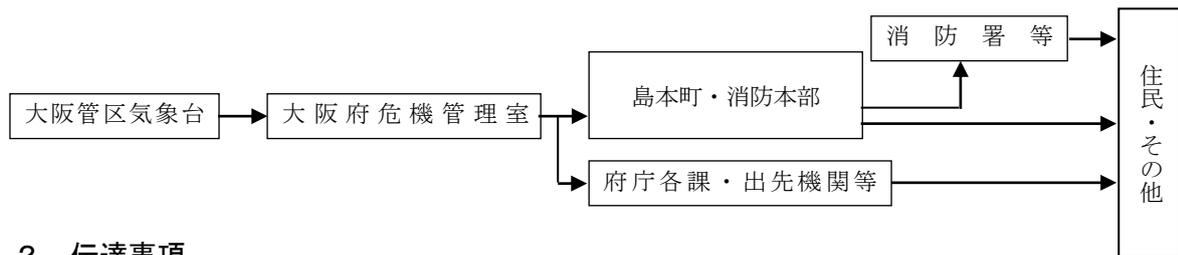
- 1 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震は、東南海・南海地震と同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、第2編 災害予防計画、第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動・第2章 応急復旧期の対策活動で対処する。

## 第2節 東海地震注意情報発表時の措置

東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

### 第1 東海地震注意情報の伝達

#### 1 伝達系統



#### 2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

### 第2 警戒態勢の準備

職員の待機、非常配備など災害対策本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。消防本部においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。

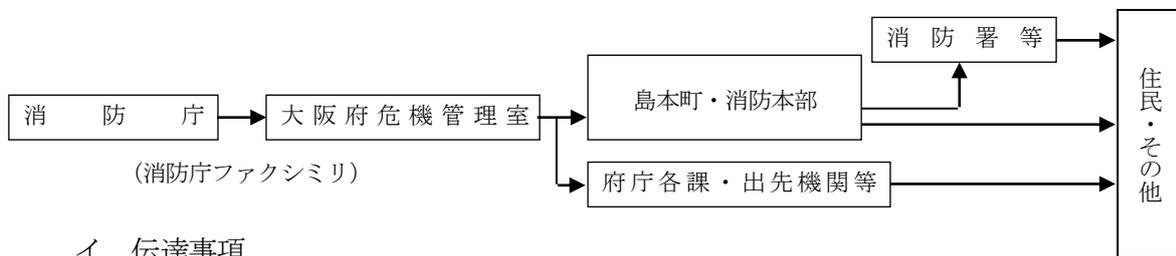
## 第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

町は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

### 第1 東海地震予知情報等の伝達

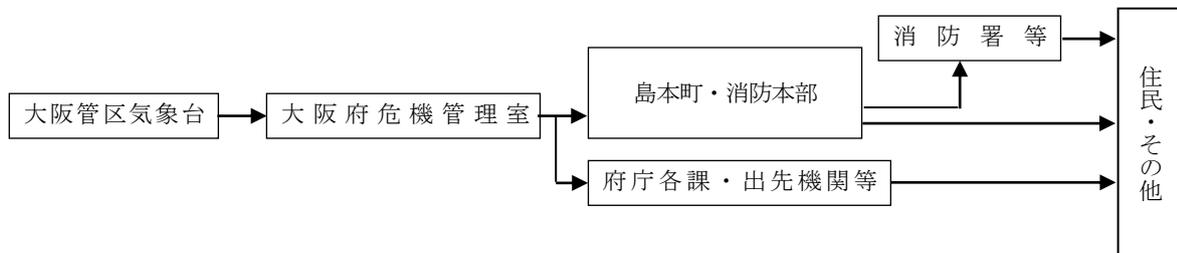
東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民・事業所に伝達する。

- (1) 警戒宣言
  - ア 伝達系統



- イ 伝達事項
  - (ア) 警戒宣言
  - (イ) 警戒解除宣言
  - (ウ) その他必要と認める事項

- (2) 東海地震予知情報
  - ア 伝達系統



- イ 伝達事項
  - (ア) 東海地震予知情報
  - (イ) その他必要と認める事項

### 第2 警戒態勢の確立

警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

但し、東海地震は、東南海・南海地震と同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

## 1 組織動員配備体制の確立伝達事項

- (1) 震度予想に応じて災害対策本部を設置する。
- (2) 震度予想に応じた動員配備を行う。
- (3) 情報交換を通じて府及び関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (4) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

## 2 消防・水防

町及びため池管理者等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

## 3 交通の確保・混乱防止

府警察、町及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

## 4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国、府及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

## 5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

## 6 危険箇所対策

- (1) 町は府と連携して、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、町長は、府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

## 7 社会秩序の維持

- (1) 警備活動  
府警察は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。町及び関係機関は、これに協力する。
- (2) 生活物資対策  
町は、府及び関係機関とともに、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。

## 8 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱

の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

## 第3 住民、事業所に対する広報

警戒宣言が発せられたときは、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

### 1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 町や防災関係機関が行う防災活動への協力など

### 2 広報の手段

- (1) 町及び防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 町は、防災行政無線、広報車等を活用し、自主防災組織等とも連携して広報を行う。
- (3) 広報に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

## 第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

地震災害に関し、町及び町域を所管する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに地域内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者が地震発生時に処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編「総則」第3章「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

#### 第3 南海トラフ地震の特徴及び対応方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、次の①～⑤に掲げるものがある。町及び府は、防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、これらの特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。なお、本町は津波被害は受けない。

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること
- ③ 時間差において複数の巨大地震が発生する可能性があること
- ④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大となること
- ⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること等

##### 1 基本的な方針

レベル1の地震・津波に対しては、ハード対策を推進しつつソフト対策も有効に組み合わせた対策を推進する。

レベル1に比べて発生頻度は極めて低いものの甚大な被害を及ぼすレベル2の地震・津波に対しては、「命を守る」ことを目標として、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針とする。

##### 2 広域な被害への対応

東海地方から近畿、四国、九州の太平洋岸を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

町域における被害は太平洋沿岸部に比べれば軽いと想定されるが、ボランティアや自衛隊など町外からの応援が期待できない、物資等が十分に入らないなどの事態が考えられるため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取り組みを推進する。

### 3 時間差発生への対応

複数の巨大地震が時間差をおいて発生する可能性がある。南海トラフ地震の想定震源断層域で、東南海・南海地震について過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔をおいて発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）などがある。東南海地震、南海地震、東海地震等が近接して発生する可能性に留意した取り組みを講じるものとする。

#### (1) 危険地域からの避難

後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について避難の実施を検討する。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定する。

#### (2) 応急危険度判定の迅速化

余震等による二次災害の未然防止のため、建築物の応急危険度判定を早期に実施するとともに、建築物の応急危険度判定の結果使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっている危険性について周知を図る。

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

### 第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

#### 3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

### 第2 防災対応について

府、町をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収

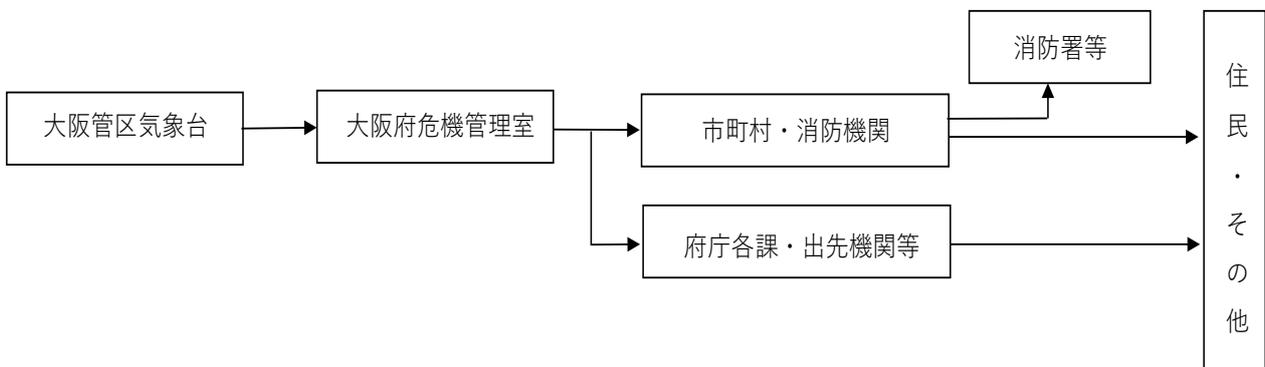
まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

### 第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

#### 1 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



#### 2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

## 第3節 関係者との連携協力の確保

### 第1 資機材、人員等の配備手配

【第2編「災害予防計画」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第1節「防災組織及び活動体制の整備」参照】

【第3編「地震災害応急対策」第1章「初動期の応急活動」第1節「組織動員」参照】

【第3編「地震災害応急対策」第1章「初動期の応急活動」第11節「地震水防応急対策」参照】

【第3編「地震災害応急対策」第1章「初動期の応急活動」第12節「交通規制・緊急輸送活動」参照】

【第3編「地震災害応急対策」第1章「初動期の応急活動」第13節「ライフラインの緊急対応」参照】

### 第2 他機関に対する応援要請

【第3編「地震災害応急対策」第1章「初動期の応急活動」第5節「広域応援の要請・受入れ」参照】

### 第3 帰宅困難者への対応

- 1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

【第2編「災害予防計画」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第12節「帰宅困難者対策」参照】

## 第4節 円滑な避難の確保に関する事項

### 第1 避難対策等

- 【第3編「地震災害応急対策」第1章「初動期の応急活動」第9節「応急避難」参照】
- 【第3編「地震災害応急対策」第2章「応急復旧期の対策活動」第4節「避難所の開設・管理等」参照】

### 第2 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係

- 【第3編「地震災害応急対策」第1章「初動期の応急活動」第4節「災害広報・広聴対策」参照】
- 【第3編「地震災害応急対策」第1章「初動期の応急活動」第13節「ライフラインの緊急対応」参照】

### 第3 交通対策

- 【第3編「地震災害応急対策」第1章「初動期の応急活動」第12節「交通規制・緊急輸送活動」参照】
- 【第3編「地震災害応急対策」第2章「応急復旧期の対策活動」第11節「交通の機能確保」参照】

### 第4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

#### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

##### (1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

##### (2) 個別事項

- ア 学校等にあつては、保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- イ 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置  
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
  - イ 無線通信機等通信手段の確保
  - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

## 3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

# 第5 迅速な救助

## 1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

【第2編「災害予防計画」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第4節「消火・救助・救急体制の整備」参照】

## 2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

【第2編「災害予防計画」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第1節第9「広域防災体制等連携体制の整備」参照】

## 3 実働部隊の救助活動における連携の推進

自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

## 4 消防団の充実

消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

【第2編「災害予防計画」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第4節「消火・救助・救急体制の整備」参照】

## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 【第2編「災害予防計画」第1章「災害に強いまちづくり」第4節「住宅・建築物の安全化」参照】
- 【第2編「災害予防計画」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第1節「防災組織及び活動体制の整備」第4「防災拠点の整備・充実」参照】
- 【第2編「災害予防計画」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第6節「緊急輸送体制の整備」参照】
- 【第2編「災害予防計画」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第7節「避難受入れ体制の整備」第1「避難場所、避難路の指定」参照】
- 【第2編「災害予防計画」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第7節「避難受入れ体制の整備」第3「避難所の指定・整備」参照】
- 【第2編「災害予防計画」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第11節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」参照】

### 整備計画の作成に当たって配慮すべき事項

整備計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

## 第6節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を少なくとも年1回以上実施する。

町は、府、防災関係機関、自主防災組織等を連携して、具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難の勧告・指示（緊急）等、自主避難による各避難場所への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
- (5) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や緊急地震速報を見聞きした場合に混乱なくかつ有効に活用するために、あわてずに身の安全の確保や住民への広報活動を実施するための対応行動を習得することを目的とした訓練

【第2編「災害予防計画」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第1節「防災組織及び活動体制の整備」第6「防災訓練等の実施」参照】

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

### 第1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。

防災教育の内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 緊急地震速報を見聞きした場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

### 第2 地域住民等に対する教育

町は、府、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実情に応じて地域単位、職場単位で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助・共助の努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (11) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

町は、府、関係機関と協力して、すべての住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために、必要な措置を講じる。

特に、自主防災組織の結成、旧耐震基準で建築された住居の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、住民による自主的、主体的な取り組みが促進されるよう留意するものとする。

### 第3 相談窓口の設置

町及び府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図る。

# 第5章 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された 場合の当面の対応について

## 第1節 対応方針

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成29年9月）を踏まえ、政府として、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応を定める予定となった。

新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、当該情報が発表された場合の政府の対応が示された。

この政府の対応を受けて、本町の組織体制や情報伝達体制等の対応については、以下によるものとする。

### 第1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する（気象庁が発表する当該情報は以下のとおりで、平成29年11月1日から運用開始）。

#### 【「南海トラフ地震に関連する情報」の概要】

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表するため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するに当たって、有識者から助言をいただくために「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催することとなっている。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li> <li>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul>
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1： 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

なお、本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

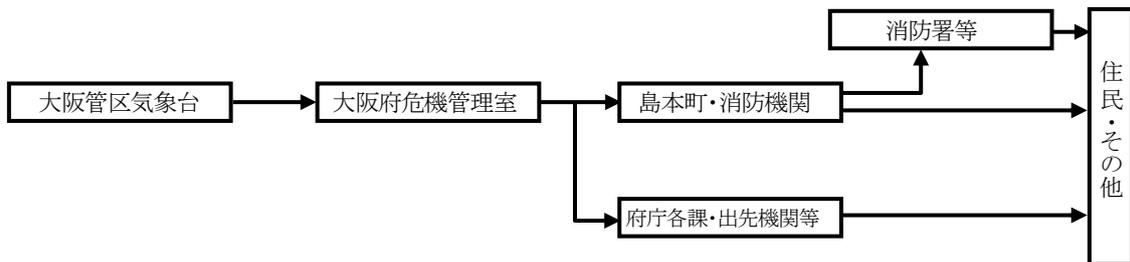
## 第2 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置

防災関係機関は、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、住民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震発生への備えを徹底するものとする。

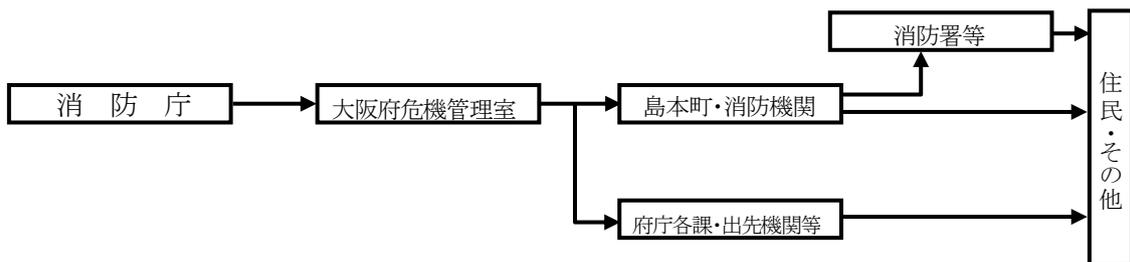
### 1 「南海トラフ地震に関連する情報」等の伝達

#### (1) 伝達情報及び系統

##### ア 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）

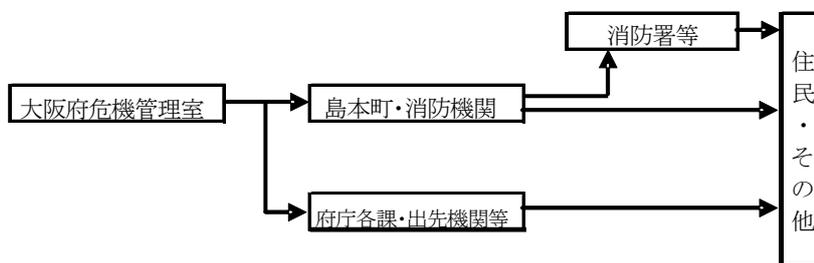


##### イ 関係省庁災害警戒会議の情報



※関係省庁災害警戒会議：関係省庁の職員が参集し、関係省庁による今後の取組確認及び内閣府による国民への呼びかけを実施

##### ウ 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報



#### (2) 伝達事項

##### ア 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）

第1章第1節による気象庁が発表する情報

##### イ 関係省庁災害警戒会議の情報

関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報

##### ウ 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報

府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報

## 2 警戒態勢の準備

防災関係機関は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始、または調査を継続している旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表された場合、その後の調査の結果に伴う「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表に備えて、必要な体制等の準備を行う。

府は、国からの情報収集、市町村、消防機関等への情報伝達、留意事項の周知を行い、町は住民や要配慮者利用施設の施設管理者等への情報伝達、留意事項の周知を行う。

## 3 警戒態勢の確立

防災関係機関は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表があった場合、可能性がなくなった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

府は、「大阪府防災・危機管理指令部」を設置する。町は、連絡体制を確保するため府に準じた組織体制をとる。

府は、大阪府防災・危機管理指令部による会議を開催し、政府による関係省庁災害警戒会議の情報を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資器材等の準備、点検を行い、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底する。

府及び町は、地震と地震発生に伴う津波への備えについて、住民や要配慮者利用施設の施設管理者等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。